

立命館大学大学院文学研究科

博士論文審査要旨

野 村 倫 子

『源氏物語』宇治十帖の継承と展開

—女君流離の物語—

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇二一年十二月九日

審査委員

主査 中 西 健 治

副査 中 本 大

副査 吉 海 直 人

て—

序／1 徒者、司召・県召の時間／2 女房二人／3 「東屋」

の右近と侍従／4 侍従—「東屋」の継承／5 右近—「浮舟」卷

の展開／6 「浮舟」の右近（二人の右近）／7 「浮舟」の侍従

—「二人の右近」への補足／8 語り手としての女房—「蜻蛉」の

二人／／ 結

二章 「蜻蛉」卷の浮舟追慕

はじめに／1 「蜻蛉」の宇治と都／2 「ゆかり」と「かたみ」の範疇／3 小宰相の存在意味／4 宮の君—「形見」になれなかつた姫君—／5 女二の宮—もう一つの「ゆかり」—／ 結

三章 「蜻蛉」の宮の君—薰の浮舟評を対女房意識よりみる—

はじめに／1 式部卿宮の史的意味／2 宮の君の造型／3

侍従の退場／4 女君と女房／5 女房の装束について／6 宮の君と浮舟の女房装束／ 結

四章 宮の君をめぐる「いとほし」と「あはれ」—続「蜻蛉」の宮の君・貴顕の姫君の出仕—

1 道兼女「三条殿の御方」の出仕／2 式部卿宮の孫「対の君」の幸い／3 「宮の君」出仕の「いとほし」／4 「女君」と「女房」の境界／5 「宮の君」の「あはれ」

まず最初に、煩を厭わず本書（学位請求論文をさす。以下同じ）の目次を忠実に示しておきたい。本書の第Ⅰ部から第Ⅴ部にかけて示された章及び節の標題記述がすなわち著者の細密な論考構築の方法を如実に表わしているのではないかと判断するからである。

はじめに

I 「宇治十帖」浮舟入水を廻る人々

一章 浮舟入水の脇役たち—「東屋」から「浮舟」へ構想の変化を追つ

1 物語の概要／2 三つの対面場面と情報の伝達／3 情報の新

回復をもどく—

1 仏教的な表現／2 自然描写／ 結

二章 「山路の露」の「文」と「語り」—浮舟物語における情報回路の

回復をもどく—

しい可能性／結

五四

### III 『狭衣物語』飛鳥井の物語

一章 『狭衣物語』の吉祥天女—飛鳥井をめぐつて—

はじめに／ 1 先行物語にみえる吉祥天女／ 2 古注釈にみられる吉祥天女／ 3 その他の吉祥天女／ 4 飛鳥井の造型をめぐる先行作品の扱いをめぐる物語的手法／ 5 吉祥天女の参与（結びに代えて）

二章 飛鳥井の九州—入水と「形見」の姫君の物語—

1 帥平中納言一族と九州の関わり／ 2 「飛鳥井の生い立ち」を語ることの意味／ 3 遺児の一品の宮と都／ 4 流離と至福／ 5

東国と九州／ 結

三章 『狭衣物語』の形見・ゆかり考—女性追慕の手法として—

はじめに／ 1 飛鳥井の形見の扇／ 2 飛鳥井の女兒と入道の宮所

生の若宮／ 3 源氏の宮と式部卿宮の姫君、及び嵯峨院の皇女達／ 結

四章 『狭衣物語』の飛鳥井の叙述手法—登場人物たちによる語りと飛鳥井の生涯における時間の流れ

はじめに／ 1 飛鳥井を語る手法／ 2 飛鳥井が表出する手法／ 結

五章 飛鳥井をめぐる「底」表現—流離と入水の多重性—

はじめに／ 1 入水の物語史／ 2 勅撰集に見える「そこ」表現／

3 私家集に見える「底」表現／ 4 「入水」を廻る多様な表現／ 5 『狭衣物語』の「底」表現／ 6 「水屑」と「藻屑」の和歌／ 7

母子流離の物語と和歌引用／ 結

六章 飛鳥井の絵日記—飛鳥井から一品の宮へ—

はじめに／ 1 「絵日記」の出現—「語られる」場をめぐつて—／

2 「絵日記」であることの意味—「人称の「語り」」—／ 3 「絵日記」の伝授—「語られる」年齢—／ 4 「絵日記」の内容—「若菜上」と

の比較を通して—／ 5 「絵日記」の波紋—一品の宮、東宮入内拒絶の意味—／ 6 「絵日記」の行方—「幻」との比較を通して—／ 結

七章 『狭衣物語』の女院—等価・置換による物語の展開手法—

はじめに／ 1 今姫君入内騒動をめぐつて／ 2 飛鳥井の遺児をめぐつて その一—一条院一品の宮の養女—／ 3 式部卿宮の姫君との成婚／ 4 飛鳥井の遺児をめぐつて その二—一品の宮—／ 5

『狭衣物語』の女院（結びにかえて）

### IV 姫君近侍の女房達

一章 「侍従」考—平安末期物語および鎌倉時代の物語にみられる脇役女房史—

二章 「松陰中納言物語」の「語り」の諸相—「侍従考」補遺—

1 物語の構成／ 2 悪計と真相の暴露／ 3 「侍従」の語り その一—「南の海」における少式の漂流譚—／ 4 「侍従」の語り その二—生き靈となつた自らを語る—／ 5 結婚をめぐる語り—恨みの解消から仏道へ—／ 結 『松陰中納言物語』の「語り」の位置—

三章 「夕顔」の右近—「語る」女房／ 「詠む」女房—

はじめに／ 1 「夕顔」＝語る女房／ 2 「玉鬘」＝詠む女房／ 3 玉鬘十帖に点描される右近＝語られない「語る」右近／ 4 物語の女房における、「語る」機能／ 「詠む」機能

### V 物語の女院たち

一章 物語の「女院」、素描—平安・鎌倉物語に見える「女院」の系譜—

1 物語における「女院」の初発／ 2 「女院」の登場例／ 3 主

な共通項／ 4 特異な「女院」／ 5 天皇生母でも准母でもない女

院／ 6 物語の「女院」、歴史上の「女院」／ 結

二章 平安後期及び鎌倉物語に『源氏物語』藤壺の影響を見る—物語の「女院」再考—

1 東三条院詮子と藤壺／ 2 上東門院と平安末期物語の女院／ 3

陽明門院以後の女院／ 4 ライバルとの関係／ 5 母として／ 6

権力との関わり／ 結

初出一覧・あとがき・キーワード・索引

以下、各章について論考の概要を記し、野村氏によつて提起された問題とその解説の相についても若干の付言をする。

まず第I部は源氏物語・東屋巻から蜻蛉巻のなかで浮舟入水がどのように語られていくのかを論じている。本書の書名としている「宇治十帖の継承と展開」について、「継承」「展開」の語義規定や本書全体の構成との関わりで若干の違和感を覚えるものの、いわば物語原点の確認作業としての総論と捉えるならば十分首肯できるはずである。宇治十帖、とりわけ浮舟入水の構想に深く関わる右近について、氏は、構想論とは別に侍従を含めた二人の周辺人物の語りから、物語の展開に必要な改変可能な人物像として捉える興味深い読みを提起している。物語では浮舟は入水したのではなく、入水を決意することまでが語られているのであるが、浮舟に仕えていた右近と侍従によつて「死」の悲劇として語られていくことになると説く。それを第二章以下で補強するべく、蜻蛉巻における薰と匂宮、宮の君などの人物の行動を分析している。浮舟を追慕する周辺人物の語りが悲劇をより具体的に形成しつつ、次第に物語が複雑な様相を帯びて行く。その「語り」を野村氏は「(浮舟の)形代を求める

男君たちの思念の乱反射の物語であ」と述べ、宮の君については浮舟追慕を昇華させる存在として位置づけられるとの見解を述べている。

第II部においてとりあげた二編の論文は、研究者がほとんど注目しなかつた「山路の露」についての論文である。源氏物語五十四帖の続編として書かれた鎌倉期の物語である「山路の露」を俎上に上せ、使用語句と「文(手紙)」が物語にどう用いられているかを検証することによって、この物語が宇治十帖の世界をいかに継承し展開させているかを論じようとした先駆的業績である。源氏物語・夢浮橋巻以降の展開についての後人の作で、従来、一顧だにされなかつた作品について大胆に切り込んだ考察は今日も有効である。

第三部は本書全頁の44%を占めている。とりわけ飛鳥井君に関する論文が多いために、欲を言えばこれに特化した狭衣物語論として纏めてもよかつたようと思われた。それほどに本書に収められた飛鳥井君をめぐる多くの論考はこれから狭衣物語研究の基軸にあり続けるものとも言える。源氏物語宇治十帖の「浮舟入水譚」をきわめて濃密に継承したのが狭衣物語の飛鳥井君であることは誰しも認めることがある。野村氏はこの女性の悲劇の特異な有りようを焦点を絞つて、いくつかの観点から考察を試みている。第一章では、源氏物語の浮舟入水のことを右近や侍従が追慕しつつ語る方法と飛鳥井君へのそれとは大きく異なることを「吉祥天女」の語を手掛かりとして、狭衣物語以前の諸作品、説話や仏典などの吉祥天女像に検討を加え考察しようとしている。野村氏は狭衣物語以後の室町物語に再生する飛鳥井君像をもふくめ一定の固定化したイメージがあると述べる。飛鳥井君の地域性を考察した第二章では、飛鳥井君に背負わされた地方性が逆に都の社会秩序を鮮明にしていったと説く。そのうえで、「形見」「ゆかり」をキーワードとして狭衣から回想される飛鳥井君の像を次章で述べる。第四章では物語における飛鳥井

君の「語り」が時間の流れに拘束されないと捉えることから、誰によつてどのような「語り」がなされるかを、叙事と抒情という観点から解き明かし、双方が末尾の「絵日記」の導入で結び合わされていると説く。第五章では卷二での狭衣の歌「浮舟のたよりも見んわたつ海のそと教えよ跡の白波」にある「そこ」が、海や川の「底」なのか、場所を指示する「そこ」なのかを考究した章である。修辞法としての掛詞論議ではなく、入水の物語史にはじまり、勅撰集、私家集を論じて狭衣物語に至り、「失踪」と「入水」の表現系譜を統合したのが狭衣物語の歌であつたと考証を進める手法は鮮やかである。飛鳥井君が入水するに至つたことは直接的には源氏物語の浮舟像を継承しつつも、事件の情報と経過は異なつてゐる。その大きな謎解きの鍵は「絵日記」の設定であることから、これについて第六章で論じる。野村氏は飛鳥井君の「絵日記」がどのような経過で狭衣に届けられるかを丹念になぞりつつ、「一族の期待を籠めた伝承であり、遺児が一品の宮となつて父狭衣に庇護され続ける幸福を呼び込むもの」として「絵日記」を位置づけようとしている。一つの有効な解であろうと思われる。

第IV部は物語の女君の傍らにあつて物語を語る脇役女房についての論考である。その第一章である「侍従」についての考察は、物語において「侍従」が単なる呼称をこえ物語の再生産と需要を満たして来たとの見地に立つて、平安末期から鎌倉・室町期の多くの物語を俎上に上せて考察を展開した論文である。第二章は第一章の型とは異なる松陰中納言物語の「語り」を対象として論じ、侍従の長語りのもつ意味について考察している。続く第三章では、脇役女房の語りがいかなる機能を物語上で賦与されているかを源氏物語の夕顔巻の右近を引いて、物語の主題に女房という存在がいかに関わるかを鋭く論じている。先の二論文を総括しているもので、脇役人物と「語り」の機能について述べている。いずれ

も野村氏の物語の読みの深さを伝えるものと言えよう。

第V部では本書の表題に掲げられた「継承と展開」のうち、「展開」をふまえ、更には「発展」をも見据えた氏の視点から、源氏物語以降の物語において「女院」がいかに描かれているかを歴史的事実と対応させつつ論じたものである。

#### 論文審査の結果の要旨

本書の研究の対象となつてゐる作品は源氏物語をはじめ、山路の露、狭衣物語、松陰中納言物語などで、源氏物語の強い影響を受けて成立した物語群である。平安中期から鎌倉・室町期にかけての多くの物語類を考察の対象にしていることから、一見散漫な感じを与えるかも知れない。しかしながら従来の物語研究の分野において顧みられることの少ない作品にも鋭く切り込んで問題点を掬い上げ、つねに源氏物語に照應させつ論じる野村氏の手法は、本書の書名どおりに、源氏物語がいかに継承され、かつ展開したかに照準を合わせようとする基本的な方法を如実に表わしているものである。とりわけ氏が一貫して採られてゐる考察の基軸にあるのは、物語が誰にどのように語られているかという、方法としての「語り」の問題に焦点をあてて論述していること、物語上の主人公を傍らで支えている脇役がいかに物語に組み込まれているのか、この二点に集約されるものなのである。この二つの課題に特化して周到に論述していることに本書の大きな特色があると言えよう。物語論研究の主流は従来から人物論にあり、しかもその多くは主流を占める人物に脚光を当て多くの成果をあげ続けてきたことは誰しも認めるところである。しかしながら野村氏は、物語の展開を脇役から窺うとどう見えるか、脇役的人物の「語り」はいかになされているかという新しい視点を導入することから物語研究に分け入つたのである。本書所収の諸

論考の基底にある作品の読みには重層する研究史を丹念になぞりつつ詳細に分析しようとする氏の眼光が滲んでいる。そこから源氏物語の浮舟、狭衣物語の飛鳥井君をはじめ、脇役によつて語られる「悲劇」がいかに物語の構想として組み込まれ形成されたかが鮮明に浮かび上がつてくるのである。「宇治十帖の継承と展開」を書名に掲げて物語の史的展開を大局的に捉えようとする野村氏の視座と意欲がそこに籠められていると判断されるのである。

野村氏は、「はじめに」で第Ⅰ部から第Ⅴ部の各論の概要を簡潔に述べることと、引用本文の底本について付記している。特に後者は、校訂本文が次々と刊行され、論文発表時に引用した本文を著書として再掲載する時点で差し替える必要に迫られるからである。とりわけ本文研究自体が作品研究の巨大な隘路となつてゐる狭衣物語においてはなおさらである。発表時と異なつた底本を採用している本文を引用して立論する場合はよほど慎重にしないと論自体に影響を及ぼしかねない。この付言をとくに掲げられた点をまずは評価したい。

第Ⅰ部の諸論考は周辺人物のもつ意義に関して丹念に考証を進めた刺戟的な見解であろう。もちろん浮舟の行為あるいは思念を「悲劇」として規定するところへの吟味も必要ではあるが、著者の論点はそれをいかに語り、いかに構成していったのかについて人物の視点から論じているのである。これらの説は著者の研究者としてのもつとも早い時期に発表された論考を含んでいることから、望むらくは、これ以降にも他の研究者の有益な論考も生産されているので、それらを包含しながらなお深く論じてほしかつたところではある。もつとも、右近と侍従のもたらした「語り」が薰、匂宮にとつてどういものであつたのか、蜻蛉巻を先の視点から詳細に分析した氏の読みの意義が高く評価されることに変わりはない。なお、第四章の「宮の君をめぐる『いとほし』と『あはれ』」

論についても結論としては納得されるものの、近年とみに活況を呈している語義考証研究の先行論文等を丹念に追求しつつ、より詳細な読解からの立論が望ましかつた。

第Ⅱ部は「山路の露」を論じる場合に必ず引用される論文で、その意味でも先駆的な業績と評価される。ただ、第一章において、たとえば「夢」「科戸の風」などを仏教的語句として一括するには難点があつうし、第二章で「情報回路をもどく」というような言い回しも、論の展開同様、ややわかりにくい点があり、簡明な叙述が望まれるところである。野村氏は「山路の露」の読解を通して、源氏物語・夢浮橋巻の行く先がいかように継承され展開されているかを検討した結果、この夢浮橋巻は「実は堅く結ばれており、その結び目を開くことは遂にできなかつた」と述べる。源氏物語の壮大な構想力はこのようなかたちでも実証されるという見本にもなり得たと思われる論文である。

第Ⅲ部は狭衣物語の飛鳥井君に関する論考で、まだこの物語研究自体が不活発であつた頃に発表された論文や近年のものをも含め、今日まで野村氏の発信する論文はつねに話題となつてゐるのである。本書所収の眼目としている人物像を検証するにあたつても、狭衣物語の大きな問題となつてゐる本文吟味は避けて通ることはおおよそ不可能なことである。その意味で、第二章で取り上げている「形見」「ゆかり」についても慎重に扱うべきではあつたし、また関連する語句検討にも十分注意を払う必要はあつた。そうはいうものの、これらの一見、平凡な追跡こそが、飛鳥井君の女兒、宮の君、若宮などの周辺人物を明らかにする確実な道であり、この人物たちからの視点を導入しつつ解明する野村氏の手法には説得力がある。第四章の論の展開についても、いささか形式的な手法かとも思われるが、狭衣物語の一つの読解方法として理解されよう。飛鳥井君の生の軌跡をなぞる人物が狭衣から次第に飛鳥井君に近い人物

へと移り、最後に「絵日記」で総括されると説き、その波及の様相を図式を掲げて論じるところは明快であり、これによつて狭衣物語全体をも概観されるものである。

第IV部は「侍従」を正面から扱つた先駆的な論文である。源氏物語以降、室町時代のお伽草子に至る物語に女房・侍従は多く描かれる。その脇役たる女房・侍従の物語像を考察する際、源氏物語の呪縛から解き放たれつつある姿や仕える女君の流離の質的変容として捉え、史的変遷の位相に据えてみるべきだというのが野村氏の提言である。この意義は大きい。また、「付表」として添えられた17の物語における侍従相の分類表は、もう少し加えて欲しい物語はありながら、労作と評するに値しよう。

第V部は「女院」についての意欲的な論考であつた。

平安時代中期に確立した「女院」制度は、院政期を経て、中世に至るまでそのあり方が流動的に変容してきたことに呼応しつつ、物語文学史のなかでも次第にクローズアップされてきた、とするのが野村氏の主張である。そのなかで、歴史的経緯とは一線を画す物語文学史における「女性の最高権威」としての「女院」像が確立したとする氏の結論は概ね首肯すべきであろう。野村氏の論旨の説得力が高いのは、「とりかへばや」をはじめとする中世の物語を含め多くの具体例を取り上げ、丁寧な考察史における独自な「女院」権威のあり方が浮かび上がつてくるはずである。源氏物語からの影響、すなわち本書表題に掲げられた「継承」について考えると、後代、「薄雲女院」と称された藤壺の人物造型の後代作品への影響を丁寧に追うことが不可欠の課題になつてこよう。実際、野村氏も源氏物語の考察には筆を多く割いているものの、その箇所についての古注釈の検討をはじめ、史的考察を含め更に補足すべき点があると

考えられる。しかしながら先に記したように、その結論は概ね納得できるものであり、審査の場においても適切な補足説明が行なわれた。この第V部が本書全体の掉尾を飾るのに相応しいかという点については、異論もあるものの、表題に掲げられた「展開」を考える上では不可欠な論考であったとする野村氏の主張も、やはり説得力のあるものであり、評価できることであろう。

最後に、冒頭に目次全容を掲げておいたのは、一つには本書末尾に掲げられた「キーワード」の項目に注目したいためでもある。「物語名・作品名」や「人名」の索引とは別個に「キーワード」を設けていることには本書の大きな目論見が伏在しているように思える。氏の絶えざる研鑽がいかに持続してきたかを知るうえでも有益なものである。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本書（学位請求論文）の公聴会は二〇一一年十月八日（土）午後1時から午後2時45分まで、啓明館二階多目的講義室一教室で行われた。申請者は本学大学院在学中より今日まで多くの論文を発表され、また大阪府立高等学校の教諭としての勤務の傍ら研究会や学会などでも精力的に研究成果を発表されている真摯な研究者であり、また教育者でもある。学位請求論文に関する見解としては、源氏物語研究者に貴重な参考書とし研究結果を発表されている『人物で読む源氏物語』（全20巻・勉誠出版）の最終巻（浮舟）において、学位請求論文の審査にあたつた吉海直人教授と「『源氏物語』の端役達」というテーマで対談をされているところにも披瀝されるように、すでにこの分野で大いに注目されている研究者の一人でもある。審査委員会は申請者のこれまでの研究活動や公開審査の席上における質疑応答を通して、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、本書（学位請求論文）に随所に引用されている漢

文資料の解説・分析から、中国語についても高い水準にあることを確認した。英語の論文要旨も正確であり、英語の能力も十分であることが窺えた。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全てを免除した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第二項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適當であると判断する。

秋葉四郎

## 『歌人佐藤佐太郎』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一二年三月二日

### 審査委員

主査 瀧本和成

副査 中西健治

副査 安森敏隆

### 論文内容の要旨

本論文の目次は、以下のとおりである。

### まえがき

### 第一章 作歌六十年—歌人佐藤佐太郎の軌跡—

一、才氣あふれる青春歌—第一歌集『軽風』論

二、新風燐々—第二歌集『歩道』論

三、戦時下の光と影—第三歌集『しろたへ』論

四、新時代の息吹—第四歌集『立房』論

五、貧と苦を超えるもの—第五歌集『帰潮』論

六、山河の輝き—第六歌集『地表』論

七、凝視世界の拡大—第七歌集『群丘』論

八、自然の極地—氷海から砂漠まで—第八歌集『冬木』論

九、歌に境涯の影—第九歌集『形影』論

十、老にして嚴——第十歌集『開冬』論

十一、おもむくままでに赴いて——第十一歌集『天眼』論  
十二、「老い」を力とする世界——放縱と雄豪と——第十二歌集『星宿』論  
十三、老いと衰えの詩精神——第十三歌集『黄月』論

第二章 折々の佐太郎論

旅の歌／佐藤佐太郎の字／『茂吉秀歌』読後感／復刻版歌集『歩道』

に寄せて／葬送記／海南島のこと／宮松二と佐太郎／山本健吉と佐太郎

／歌人の日常「佐藤佐太郎」／啐啄同時／女一人の歌／生さながらの声  
調／川の歌／紫陽花の歌／老いとその歌／塔山の歌／新年の歌／佐太郎  
の歌会指導／海の歌／仙境の歌／晩年の歌二首

第三章 佐藤佐太郎年譜

以下、本論文の要旨を述べていきたい。

近代短歌の基底ともなった正岡子規の提唱した「写生」は、根岸短歌会を経て、伊藤左千夫、長塚節、島木健作らによって短歌誌「アララギ」に於いて実践され、「アララギ」派の理念を超えて近代短歌のリアリズムとなり、さらに斎藤茂吉が継承発展させて現代短歌のリアリズムをさらに深め、今日の佐藤佐太郎へと受け継がれている。これまでに佐藤佐太郎と短歌（歌集）や人間関係については、作品が発表され、歌集が刊行されるたびに論じられ鑑賞されてきたが、それぞれ單発的・側面的なものが多く、このように佐藤佐太郎の生涯と短歌の関係を総合的に論じたものとしてはこの著が初めてである。佐藤佐太郎には、歌集『歩道』（一九四〇）以来、生前において十二冊の歌集があり、没後になつて『黄月』（一九八八）が刊行され全十三歌集、おおよそ六千首の歌が掲載されている。秋葉氏は、それを遠望するために佐藤佐太郎の全歌集十三歌集

の「成立」過程を五期に分けることから始めている。

第一期「純粹短歌」覚醒期（昭和二年（18歳）から十九年（35歳））

第二期「純粹短歌」自覚・確立期（昭和二十年（36歳）から二十五年（41歳））

第三期「純粹短歌」進展・拡充期 I（昭和二十六年（42歳）から四十年（56歳））

第四期「純粹短歌」進展・拡充期 II（昭和四十一年（57歳）から五十三年（69歳））

第五期「純粹短歌」円熟・完成期（昭和五十四年（70歳）から六十二年（77歳））

統いて、佐藤佐太郎の六千首にも及ぶ十三歌集全ての「成立」と「内容」について一冊、一冊を検証し分析し鑑賞したものである。これまでに単発的な分析や梶木剛による区分け（「短歌現代」に六回連載したが、佐太郎生前のもので『星宿』『黄月』の二冊が欠落している）はあったものの、秋葉四郎の提示した五期説が佐藤佐太郎の歌集を解析する最初のもので、その後、今西幹一の説（『佐藤佐太郎短歌の研究——佐藤佐太郎と昭和期の短歌』）などが変形されて提示されているが、この秋葉説が礎石となつたことの意味は大きい。佐太郎の短歌をその生涯の中で位置づけ、その特質と視点を明確に提示したところに大きな意義がある。

そのうえで、佐藤佐太郎の一貫して説く「純粹短歌」（一九五三年十一月に宝文館より刊行された著書『純粹短歌』を含めて呼ばれる作歌理念。「純粹短歌論」とも言われる）の理論を中枢において、細密に全作品を分析し証したものである。

本論は、「第一章 作歌六十年——歌人佐太郎の軌跡」、「第二章 折々の佐太郎論」、「第三章 佐藤佐太郎年譜」から構成されているが、第一章の「歌人佐太郎の軌跡」が中心をなしている。

最初に、第一歌集『軽風』（発行年次は、第二歌集『歩道』の後に刊行される）が論じられている。第一歌集『歩道』を出した後、師の斎藤茂吉に薦められて出版した、最も初期の作品が収められている。佐太郎が、一九二六年に「アララギ」に人会（17歳）した折の「若々しい呼吸と詠嘆の語気」を考察、短歌誌「アララギ」（二段組の選）に掲載された作品を雑誌の細部にわたって調査すると共に、歌集になる以前のところも詳細に検証している。佐太郎初期短歌を「写生」に依拠しつつも短歌の「純粹」性の発露に特徴のあることを別挾して論じたものとして注目される。

第二歌集『歩道』論は、発行時期としては先の『軽風』の前の一九四〇年九月に第一歌集として刊行されたもので、発行後、短期間に「第四刷」まで重版され、この期における新人歌集としては異例の好評を得たものである。「純粹短歌」の根にある、感情の初発性を「心象の写生」として位置づけ、佐太郎短歌の柔軟な独創性や鋭敏な感覚を主体とした独自な調子をこの時期からすでに把握していたことを解析し、さらに、「写生」「写実」のうちに微表する、つかのまの「夢」の表出があることについても指摘している。

第三歌集『しろたへ』論は、佐太郎の一九四〇年から一九四三年までの時期の歌を論じたもので、多くの「日常」詠の半面に戦時下の光と影として微表してきた「戦争詠」（一二六首 全作品中二割五分）を分析・検証し、一九三〇～四〇年代という「時代」のなかの佐太郎の姿勢を追究し、類型的な戦争詠になつていなことを論説し、「純粹短歌」の覚醒が認められることを論証している。

第四歌集『立房』については、「戦後の大兄は印度私はエジプト」といつた斎藤茂吉の言説を取り上げ、敗戦後いち早く「印度」（あかあかと燃ゆる火中にさくといふ優鉢羅華をぞ一たび思ふ）を詠つた佐太郎と「エジプト」

（灰燼の中より吾もフェニキスとなりてし飛ばん小さけれども）と謳つた茂吉の戦後の歌を評価し、さらには、この期に本となつた『純粹短歌』（一九五三年刊）の実践短歌として新時代を息吹く歌集として評価したものである。

第五歌集『帰潮』論では、中堅歌人として戦後の歌壇を牽引していく佐太郎を論じたものである。時あたかも桑原武夫の「第二芸術論」（一九四六年）が提出され、歌壇は短歌否定の荒波の中で、これを乗り越え、新しい短歌を確立していくときである。近藤芳美が「政治」詠に活路を見い出し、宮松二が戦後の「小現実」を詠つたのに対し、佐太郎は、あくまで「純粹短歌」を推進し、感情の初発性と声調が生の律動にまで高められることを根底において微動だにせず、戦後の貧しい生活の中で「貧」と「苦」を見つめて詠い、「純粹短歌」の詠嘆の声を推し進めて時代性や社会性を第二義的、第三義的なものとして排除し、抒情詩としての根源の感情と詠嘆を深めていく過程を検証したものである。

第六歌集『地表』論は、師として仰いできた斎藤茂吉の死（一九五三年）に遭遇し、師から自立して独自の歌を確立していく過程を論証したものである。それまで、茂吉の身近にあつて聞き書きしてきた『斎藤茂吉言行』の執筆を終え、これをもつて茂吉との別れを決断する時期でもあつた。そして「感情」の奥底にある「純粹感情」に向かつて研ぎ澄ましてさらに詠い、自然の「山」や「海」にしつかり対峙し己を磨き詠つていく佐太郎の声を摘出してまとめたところに特徴がある。

第七歌集『群丘』に於いては、この期において日常詠から素材の拡大が図られ、日本各地を旅行した独自の「旅行詠」として「純粹短歌」をさらに推し進めていく佐太郎の歌人としての姿が活写されている。こうした「旅行詠」において、日本各地の天然・自然を凝視し、その根源にある「いのち」を摘出して、おのれの「いのち」と交換させる世界を「純粹短歌」として位置づけ評価している。

第八歌集『冬木』論に關しては、さらに、旅行詠を世界に向かって飛躍させ、「伊太利紀行」や「西洋紀行」の連作などを通して作品のさらなる自然に依拠して詠む佐太郎の短歌の単純化を「純粹短歌論」の根底に据えて論じ、さらにこれらの作品を「羈旅詠」として従来の「旅行詠」の位置づけから區別して論述しているところにも特徴がある。

第九歌集『形影』の章では、一九六六年千葉県南端安房の「砂取」滞在の折の作品からはじめて自然の風景の「形影」が、佐太郎の「こころ」の「形影」として顯現されて詠われていることを「人間」と「自然」、「かたち」と「こころ」として捉えて論じている。この期の佐太郎の代表歌

冬山の青岸渡寺の庭にいで風に傾く那智の瀧みゆ

に代表される那智の滝の「風に傾く那智」の滝を詠つた独自性を佐太郎短歌の奥底に胚胎し始めた漢詩の世界の中の風景に探り、詩境を漢詩との交流の中に見ようとする独自の見解を秀れた鑑賞と共に展開している。

第十歌集『開冬』論は、円熟した佐太郎の人生と「純粹短歌」のさらなる進展について論じている。『形影』以後、ますます深まつた「漢詩」の境地を蘇東坡に求めて、中国の詩人が「眼」を大事にして見つめ、眼がかすんで来ることを「眼花」といい、さらなる深い心の「眼」の顯現としての「純粹短歌」を目指したものとして位置づけている。また、この時期から徵表し始める佐太郎の「老い」の歌についても注目し考察している。

第十一歌集『天眼』を巡つては、この期も蘇東坡の影響と学びを通して詩心を深め、病氣と闘いながら、「純粹短歌」を推し進めていく姿を論説している。『天眼』の集名は蘇東坡の詩句からとられたもので「天眼」とは、雲間から覗く青空をさし「事物のすべてを洞察する眼」のありようを志向するものであると解説している。この期の佐藤佐太郎の脳血栓

による病気による身体的衰退についても論じ、さらに短歌の悠々として雄大なる「純粹短歌」の進展拡充が図られたことを詳述している。

第十二歌集『星宿』論には、蘇東坡ゆかりの地である海南島を訪ねた一連の歌の特徴に言及し、また「夢」と「現実」のはざまを短歌にうたう佐太郎の独自の境地を「純粹短歌」の顯現として位置づけている。蘇東坡の「漢詩」や「書」の道などの世界に広げ、深めて詠う佐太郎の、世界を捉える大きな「眼」を摘出して論じたものとして評価できる。

第十三歌集『黄月』論（遺歌集である）に至つては、体は老い、衰えても「純粹短歌」の感情の根に向かって詩心を研いでいく佐藤佐太郎の生き方と強い精神の結実としての作品を佐太郎短歌の極北として位置づけたものである。そして蘇東坡を始め漢詩の世界が佐太郎短歌の核心にあり、「純粹短歌」の極北を顯現したことを解明している。

以上の「第一章」が本著の核心をなすものであり、その論述と考証と鑑賞は着実で評価できるものである。

第二章の「折々の佐太郎論」は、本論文の秋葉四郎が、佐太郎の身近にあつた観点から捉えて描いた独特の、佐藤佐太郎論である。「佐藤佐太郎の字」のユニークさ、新作ができると色紙に揮毫する佐太郎の横顔、『茂吉秀歌』を書いた頃の佐太郎の身辺の問題、斎藤茂吉を身近に看取つた「送葬記」、さらには佐太郎の交友した宮松二や山本健吉について書かれたもの、「老いの歌」の特徴、佐太郎の弟子たちへの作家指導の、一部始終の解説はまことに貴重なものである。

第三章「佐藤佐太郎年譜」は綿密で、これまでの「年譜」を集約し、独自の発見などもあつて貴重なものである。佐藤佐太郎の身近にあつた著者が、自分の足と手で拾い上げたところが多々あり、この「年譜」を基礎にして佐藤佐太郎研究が以降積み重ねられて、補われてきたことの意味は大きい。

総じてこの論考は、佐藤佐太郎の全生涯と全業績を視野に入れて全円的に書かれており、歌人・佐藤佐太郎が一望できる所に特徴がある。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、生涯における佐藤佐太郎の短歌を全歌集（十三冊）にわたって詳細に調べ論じたもので、従来の断片的な評論や鑑賞と違い、佐藤佐太郎の「人生」と「時代」（大正期と昭和期）と「作品」の関係を縦横に交差させて論じた最初のものとしてまことに貴重であり、評価される。ことに、近代短歌の基底ともなった正岡子規の提唱した「実際ありのま、を写す」（叙事文）一九〇一年）という「写生」は、結社誌「アララギ」に所属した斎藤茂吉の「自然・自己一元の生」（「短歌における写生の説」一九一九年）という「写生論」でまとめられたが、その近代短歌の「写生論」を継承し、佐藤佐太郎が「純粹短歌」（佐太郎の歌論）として継承発展させて現代短歌のリアリズムを深めて今日まで来た。従来の佐太郎に関する多くの論文や研究は、アララギの「写生」論を基軸にして論述され、佐太郎と茂吉との師弟関係や家族関係や友人関係をもとにして歌を論じるもの、佐太郎短歌の一首一首の歌の鑑賞が主軸で、本格的に全作品を論じる視野及び展望に欠けるものが多かつた。

本論文は、『歌人佐藤佐太郎』（短歌新聞社 一九九六年二月二十九日）を主論文に『短歌清話』上・下（角川書店 二〇〇九年九月）を副論文にして構想され書かれたものであり、次のような五つの特徴として集約することができる。

第一の特徴は、佐藤佐太郎の短歌観である「純粹短歌」（佐太郎の歌論）を全歌集の礎石において一貫して論じたところにある。この「純粹短歌」の発想が、「人間・佐藤佐太郎」（作家論）と「作品・佐藤佐太郎」（作品論）の中間にあつて、まさに両者を結び付ける「発話者・佐藤佐太郎」の「発

話者」的な役割をなし、この論文のバックボーンとして見事に融合された論文になつていていることである。「純粹短歌」は、佐藤佐太郎が正岡子規や斎藤茂吉の確立した写生論を継承し、さらに発展・展開させるにあたつて自己の主宰する結社誌「歩道」に一九四八年より執筆し、さらに総合誌「短歌研究」への再度の掲載を経て、一九五三年『純粹短歌』の著書として刊行されて一応の完成をみた佐太郎独自の短歌観である佐太郎の「純粹」は、短歌から「第二義的第三義的」な要因を排除し、「詩」の本質に「純粹還帰を志向する」ことを理念として主張されたものである。この「純粹短歌」を佐太郎短歌のキーワードにして一貫して論じているところに本論の最大の特徴と発見がある。「純粹短歌」論の骨子である、

1、短歌は「抒情詩」である。

2、短歌は「詠嘆」である。

3、短歌は「声調」である。

という「抒情詩」（短歌は「詩」以外のものであつてはならない）、「詠嘆」（人間の究極の感情と思惟の原像）、「声調」（五音七音五音七音七音と連続した五句三十一音の声調）の3点にポイントを置いて、「純粹短歌論」の実践としての全歌集十三歌集の成立過程について、その覺醒、確立、拡充、円熟の過程を論じたところに特徴がある。

第二の特徴は、佐藤佐太郎の六千首にも及ぶ全十三歌集の成立と編纂過程について、全体を五期にわけて作品を分析し、さらに一冊一冊の歌集を分析、考証したものである。佐藤佐太郎の歌歴と歌業から大正の末から昭和期全般にわたり、現代短歌の中核をかたち作ったものであることがわかる。その時代の特徴と「成立」過程とを明らかにし、「第一期」「純粹短歌」覺醒期、「第二期」「純粹短歌」自覺・確立期、「第三期」「純粹短歌」進展・拡充期Ⅰ、「第四期」「純粹短歌」進展・拡充期Ⅱ、「第

五期「純粹短歌」円熟・完成期」として五期に分類し、全作品を分析・考証したことは高く評価できる。これにより、佐太郎の生涯の軌跡を遠望する視点をはつきりと提示、検証したところに大きな意義があり、論理展開には説得力と発見がある。

第三の特徴は、斎藤茂吉の影響下にあって添削を受けた「作品」と、佐太郎独自に「純粹短歌」を深めていった「作品」を剔抉して論評していることである。同時代者として活躍した官松一（「コスマス」と近藤芳美（「未来」）との共通点と異質性を指摘・考察して戦後短歌の位相にまで言及し展開していることである。さらに、十人の新人合同歌集『新風十人』（一九四〇年）の位相（筏井嘉一、加藤将之、五島美代子、斎藤史、佐藤佐太郎、館山一子、常見千香夫、坪野哲久、福田栄一、前川佐美雄）にまで論及し、佐藤佐太郎を論じつつ、昭和短歌や現代短歌の位相を解明するまでになつており、論証も適確である。

第四の特徴と卓見は、日支事変から太平洋戦争における「戦争詠」の問題にもメスを入れていていることである。

瓦榛のごとく量産されていった当時の「戦争詠」の中で、佐藤佐太郎の残した「戦争詠」を分析、批評している。

昭和十五年 六三首（戦争詠 ○首）／昭和十六年 一二四首（戦争詠 二〇首）／昭和十七年 一五〇首（戦争詠 四〇首）／昭和十八年 一三八首（戦争詠 六六首）を細密に分析し、戦時下の光と影として兆表してきた「戦争詠」（全作品中四分の一にあたる一二六首）について、一九三〇～四〇年代という「時代」を論じ、佐太郎短歌の戦争詠が「類型的な戦争詠」になつていなことを「純粹短歌論」を基軸にして論じられていて説得力もある。

第五の特徴と発見は、佐太郎の「写生」の根底にある「現実」のリアリズムの根っこに「夢」の歌のモチーフがあること追究し論じていると

ころにある。「夢」の表出は、従来の佐藤佐太郎の目指したリアリズムとは逆行する方向性があると思われがちだが、意識下の「現実」と無意識の「夢」を通底させることによつて、さらに佐太郎の目指した現実主義的な短歌の指向性に、初期の作品から晩年の作品にかけて一貫してある「夢」を介在させることによつて「写生の心象詠」として昇華させ感情の原点に顕現してくることを見事に捉えている。また、佐藤佐太郎の歌の「自然詠」の題目詠から後半の「羈旅詠」への推移と展開をさらなる「純粹短歌」の飛躍、熟成として位置づけ「羈旅詠」の評価を、たんなる記録とするのではなく、もつと大きな多様な〈天眼〉の顕現であることをはつきりさせている。また、「旅行詠」「自然詠」「日常詠」そして最終的な「老いの歌」の出現によつて、さらに佐太郎の短歌が自然無為の〈眼〉の獲得を果たした究極の境地であり、極北の歌に至つたことを解析し論評している。

このようないい優れた創意に満ちた論文ではあるが、いくつか論じ足りないところも見受けられた。「純粹短歌」について一貫してすべての歌集に当てはめて論述しているものの、その「純粹」の意義の概念的規定が少し恣意的で曖昧なところがあり、作品分析にぶれるところが散見された。また、「純粹短歌」のキーワードでもある「詠嘆」「声調」「五句の連續性」についても、「純粹」の名のもとに、少し強引に括られて論じられる箇所もあり、さらに一貫した論理追求と分析の明白性が求められる箇所もあつた。これらのことが改められると、より本論文の特色がさらに明確になつたであろう。

以上、総合的にみると本論文が博士論文として高い水準にあることは、審査委員の一致した意見であつた。

### 試験または学力確認の結果の要旨

### 三 上 聰 太

#### 『〈外地〉文学と阿片』

本論文の公開審査は、二〇一一年十一月二十六日（土）、14時00分から15時30分まで、清心館五四一号教室にて行われた。申請者は、斎藤茂吉記念館評議委員、歌誌「歩道」編集長、日本歌人クラブ代表、「現代歌人協会」会員など歌壇の一線において縦横に活躍し、蘇東坡をはじめ

中国の漢詩・漢文にも精通しており、佐藤佐太郎論、斎藤茂吉論を始め、多くの著書、論考を刊行、発表している現代歌壇の重鎮である。審査委員は、これまでの歌作や研究活動、そして公開審査の席上における質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、

本論文に引用されている漢文資料の解説分析から中国語についても高い水準にあることを確認した。また、英語の論文要旨も正確であり、英語の能力も十分であることが示された。したがって、本論文は本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験全てを免除した。

以上の点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第二項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適當であると判断する。

### 論文内容の要旨

本論文は、日本の〈外地〉文学（一九三〇～四〇年代）に描かれた阿片問題を通して、〈外地〉文学の特色とその意味について考察したものである。従来の日本近現代文学において、正面からこの問題を論じた研究は、ほとんどないと言つてもよい。以下に本論文の要旨を述べたい。

第一章で扱った黒島伝治は日本のプロレタリア作家であり、その代表作である「武装せる市街」において、〈外地〉の日本人居留民が軍と結託し、阿片の商売に手を染めているさまを描いている。本論では、作品の下地となつた黒島の中国行や、梅原北明の『グロテスク』での黒島の活動を明らかにして行く。作品で黒島は、〈内地〉における被抑圧者であつた日本人たちが、生活のために〈外地〉で阿片を扱うことで、中国人や「朝鮮人」への抑圧者とならざるをえないというパラドキシカルな構造を捉えている。また、この作品は日本のみならずイギリスをはじめとする国々が持ち込む阿片についても告発しており、「武装せる市街」は戦前、

学位の種類 博士（文学）  
授与年月日 二〇一二年三月三十一日  
審査委員

主査 瀧 本 和 成

副査 中 西 健 治

副査 木 村 一 信

戦後（GHQ）にわたり二度の発禁処分を受けていた。皮肉なことだが、こうした事実こそが作品の批判性を証明しているとも言える。

第二章で取り上げた堀田昇一は、作品「モルヒネ」において「朝鮮人」、あるいは「在日朝鮮人」労働者が日本のモルヒネに犯され、労働の再生産システムに組み込まれて行く様を描いている。本論では、堀田がアナキストから組合運動家へと成長して行く姿を追い、作品が当時の加入していた「関東自由労働者組合」のモルヒネ反対運動に裏付けられていることを明らかにしている。「関東自由労働者組合」は、日本人労働者と半数の「朝鮮人」労働者によつて組織されており、堀田が「モルヒネ」で示した「朝鮮人」労働者たちへの眼差しは、こうした彼の組合運動家としての経験によつて養われたことがわかる。

第三章で考察している呂赫若是、「台湾人」の日本語作家である。呂赫若については、近年垂水千恵や西成彦によつて植民地作家というだけではなく、日本の支配体制へのしたかなか批判性をもつた作家として再評価が進められている。「台湾」では同時代、「台湾文化協会」の頼和らを中心に、「台湾阿片漸禁政策」への反対運動が起つていて、「台湾阿片漸禁政策」とは、「台湾」の阿片を制限するという名目のもとに打ち出された、日本による阿片の専売政策である。呂赫若是、頼和のような正面からの批判こそしなかつたが、その代表作である「逃げ去る男」、「合家平安」で阿片によつて崩壊して行く一家を描き、また阿片で日本に利用される「台湾」を父／養子という擬似血縁関係のしがらみに仮託して訴えている。

第四章で論じている「満州文学」作家たちも、それぞれ植民地作家という立場でありながら、当局の目をうまくかわしつつ、阿片とモルヒネの蔓延る「満州国」を描いていた。本論で扱う爵青「大觀園」は、その代表とも言える作品であり、「満州国」の地図にすら表記されない「満

州国」の暗部「大觀園」を描くことで、「満州国」阿片政策の荒んだ実態を明らかにし、またそこに住む人々を抑圧する存在としての「満州国」官吏を描出している。翌年、「満州国警務総局」にいた佐藤慎一郎は「大觀園」というルポルタージュを試みているが、その内容と比べ、爵青の「大觀園」には「満州国」に住む貧しい人々への眼差しに満ちている。

第五章では、高見順の作品「いやな感じ」、「麻薬」を分析、考察しており、アナキストから転向し、「外地」へと進出して行つた大陸浪人砂馬慷一と阿片との関係を追いながら、こうした彼らの戦争犯罪を戦後にいて再び問い合わせた作品である。高見順の戦後作品には、プロレタリア文学運動からの転向と戦争協力という後ろめたさが多く存在している。本論では、この後ろめたさを発條とし、自らを昭和史の語り部とした高見順が、阿片をテーマとして描写するに至る過程を考察している。そこに浮上するのは、高見が上海で会つた佐々木四郎という元アナキストの大陸浪人であり、高見は彼の人生を自らの人生と重ねることで、日本の阿片政策による戦争責任を改めて追及しようとしていたのである。

以上、本論は第一章では中国（旧占領地）、第二章では「朝鮮」、第三章、第四章では、「台湾」、「満州」、第五章は、上海と、アジアの各地における阿片の問題を追つて分析、論究している。日本の阿片問題を、それを批判した文学者たちの側から捉えることにより、日本近現代文学、ことに〈外地〉文学と呼ばれるこれらの作品の特色とその意味について考察し、位置づけることが本論考の主旨である。

なお、こうした本論の前に序章があり、後に結章が付されている。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文の審査には、主査瀧本和成教授、副査中西健治教授、副査木村一信教授（パール学院大学）の三名があつた。従来、日本の近現代文学

作品、とくに〈外地〉文学と呼ばれる作品群の中に、阿片についての記述や描写を含んだ作品が数多くあるのだが、その阿片に纏わる問題を作品のテーマや問題点と絡めて十分に論じた研究は、ほとんどなかった。本論文は、そこに主たる論点を置いて、作品の中で阿片問題はどのように扱われ、それが作品のもつ意義やテーマといかに関わっているのかを論じている。視点として優れているとともに、問題設定も新しさをもつていて。さらに、阿片問題を作品中に取り上げることのなかに、作者の日本の政府や軍部、G H Q などへの批判性を見てとろうとしている点も姿勢として評価できる。

本論全体を五つの章に分け、まず我が国のプロレタリア文学を代表する作家の一人である黒島伝治を取り上げ、その代表作「武装せる市街」を第一章において論じ、第二章ではマイナーなプロレタリア文学作家ではあるが、まさに阿片やモルヒネといった問題を正面から題材にした堀田昇一「モルヒネ」を分析、考察している。そして第三章では、当時日本の植民地であった「台湾」の日本語作家呂赫若の作品を中心に考究し、第四章においては、旧「満州」地区での日本語文学活動の担い手であつた作家たちの作品を論究し、第五章では転向作家の一人であり、戦時下日本との関わりをもつた高見順の作品を詳細に検討し考察している。こうした本論文の構成は、その問題意識を明確に具体化していく、当時の東アジア地域への日本の政治的・軍事的・経済的侵略と相俟つて阿片問題が存在していたことを、相対的にうまく捉えていると言える。そのうえで作品として優れているところや逆にその（反面の）限界性、あるいは物足りなさも併せて精緻に論じている。

最後に、阿片問題を視軸にすえての作家・作品というあまり先行研究の積み重ねのない領域を論じているため、いくつか論証の際不十分な箇所が見受けられたということ。新資料（黒島伝治の「中国行」に関するも

の等）を踏まえての創見も提示しているが、それを表に纏めたりすることによつて今後の研究に活用されるための工夫を加えれば、より一層評価が高まつたと思われる点を指摘しておきたい。しかしながら、それらの課題点は聊かも論全体を損なうものではなく、本論考が創意に満ちた優れた博士論文として高い水準にあることは、審査委員の一致した意見であった。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一二年六月三十日（土）14時から16時まで、末川記念会館第二研究会室にて行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、本論文中に翻訳されている漢文資料の解読分析から中国語についても高い水準にあることを確認した。英語の論文要旨も正確であり、英語の能力も十分であることが示された。したがつて、以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適當であると判断する。

## 『着物の意匠にみる江戸・明治期の日本文化』

第四章 歌舞伎衣裳における意匠の改編について  
—「八百屋お七」から「お嬢吉三」へ

第五章 染色型紙とその意匠—コレクション紹介を中心として

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇二二年三月三十一日

審査委員

主査 赤間亮

副査 中川成美

副査 川嶋将生

副査 高橋晴子

### 論文内容の要旨

本論文は、日本の近世から近代にまたがる日本の意匠文化の様相を絵画資料、型紙、図案、文字資料を精査することで明らかにするものである。「着物」の意匠は、染織技術はもちろんのこと、芸能、文学、風俗が密接に関わり合い、「着る人」と「見る人」を意識して創りあげられた「美的創造物」であるため、「着物」の意匠に焦点をあてることにより、日本文化の一端を明らかにすることを目的としている。

章立は、序章・終章を含めて全十章からなる。章題は以下の通り。

序章 「意匠文化」とは—着物の意匠を扱うにあたって

第一章 産業と学術研究における染色型紙について

第二章 「誰が袖」の展開—着物の意匠化について

第三章 歌舞伎衣裳の文様と役

—歌舞伎「妹背山婦女庭訓」お三輪の衣裳にみる衣裳の

【序章】目的と方法、ならびに関連する研究の動向について整理している。方法においては、錦絵や染色型紙、および近代染織図案という、これまでこの分野では研究材料としてあまり活用されてこなかった資料群を、イメージデータベースを活用することで可能とし、それによつて幕末から近代という研究の空白期を埋めようとするものである。

【第一章】染色型紙を例に、着物の意匠をめぐる学術研究の動向、および着物産業の現状について述べる。また、商業活動の道具でもある染色型紙や図案は、大量に生み出され、現在もなお現役の道具として使われている。膨大なイメージ資料を文様研究に活用するための基盤となるイメージデータベースの必要性について論じ、データベースを用いた研究手法を提示する。

【第二章】衣柄にかけられた着物を意匠化した「誰が袖」を一つの事例に考察を進める。「誰が袖」の意匠は、屏風や漆器などの工芸品、浮世絵などの絵画、また版本や図案などの出版物まで、さまざまなメディアに使われている。従来の研究では、美術史学の立場から屏風絵のみを

対象とし、時代も江戸時代前半期までを扱うものに限られるなか、本論では、明治の染織図案にまで時代の幅を広げ、「誰が袖」という意匠が、分野やメディアを横断して現れ、そのメディアごとに、特徴のある改編を経ながら新しい意匠が生み出されていく過程を詳述する。

第三章と第四章では、二五万点以上の作品がアーカイブされている浮世絵データベースを活用しながら、江戸時代のマスメディアといえる「歌舞伎」で使われる衣裳の文様や紋に焦点をあてた考察が展開する。

【第三章】現在も頻繁に上演される人気狂言『妹背山婦女庭訓』四段目に登場するお三輪の衣裳は、九代目市川団十郎が明確に田舎娘の役として位置づけたことにより、団十郎が子役時代に演じた田舎娘の着付である石持に萌葱色が採用された。また追詰められる役を象徴する「十六武藏」を裾模様としたのである。この工夫はそれまで蓄積されてきたこの役の評価を大きく変えた。正確な役の解釈に基づいた演技者側の提示する演出と観客の意識の協働により一気に定番となっていく。

【第四章】ここでは、やはり現行狂言である『三人吉三廓初買』の主人公の一人、お嬢吉三の衣装について考察する。お三輪と違い、お嬢吉三には、元禄期から受け継がれた強固な八百屋お七のイメージが重ねられてきている。しかし、お嬢吉三は、女に化けた男の盗賊である。むしろ全く新しいキャラクターとしてのお嬢吉三を魅力ある人物として描出するため、誰にも馴染みのあるお七の慣用化された文様を使いつつ、その意匠を変化させることにより伝統と新工夫を重ね合わせた人物像が成立した。そして新しく派生した意匠が歌舞伎の世界に成立したのである。これはやはり、大衆に蓄積されてきた意匠通念に働きかけることによつて生まれる、新たな意匠創出の一例と言えるだろう。

歌舞伎衣裳は、役を視覚的に的確に表現し、役者、狂言作者、役者を

描く絵師等が思案と工夫を重ねるだけでなく、享受する側との関係の上に生み出されるのである。

続いて、第五章、第六章では、論者が主導的に取り組んだ染色型紙を対象とした考察である。

【第五章】先ず、染色型紙の歴史や技術についての概要をまとめた上で、論者が博士課程在学中に実際に携わった国内外の大規模な染色型紙コレクションのデジタルアーカイブによる調査結果を報告している。対象となるのは、国内では、吉岡コレクション（約二、〇〇〇枚）、株式会社キヨーテック所蔵品（約一八、〇〇〇枚）、海外では、キオツソーネ東洋美術館所蔵品（約七〇〇枚）である。吉岡コレクションは、業界に関わりながら、研究的な視点から収集されたもので、明治以前の作品が多く、キヨーテック所蔵品は、型紙販売店として実際に営業していた会社のコレクションであり、明治期から大正以降に制作されたもので、近代以降の様子を知ることができる。さらに、キオツソーネコレクションは、お雇い外国人として明治八年から死去する明治三一年まで日本に滞在し、その間に外国人の目で収集されたものである。三者の特徴を比較することにより、とりわけキオツソーネコレクションが、本来の道具としてではなく、意匠を表現する絵画作品として収集する当時のヨーロッパ人の視点が如実に現れていることを論じる。

【第六章】第五章の基礎研究を踏まえ、とくに絵画的な作品の多いキオツソーネコレクションから、「影絵」の意匠を持つ型紙を取り上げ、染色型紙を使った意匠研究の事例研究としている。日本では、延宝年間に始まつたとされる影絵遊びは、歌舞伎の演出や戯作絵本の中にも取り上げられ、幕末に至つても、さまざまなメディアにおいて影絵意匠が現れてくる。中でも、慶応三年（一八六七）に売り出された歌川芳幾の「真

「写月花之姿絵」（大判錦絵三六枚揃）は、人気役者を似顔ではなく、横顔の輪郭で描き、大きな反響を得て人気作品となつた。これを意匠にそのまま取り入れた型紙がキオツソーネコレクションには存在し、採用された四名の役者の名跡から明治初期の制作品と断定する。明と暗で表現する影絵と型染の類似性による意匠転用と型紙という制限や特性を逆手にとつた新たな表現手法を、二者の比較によつて明らかにする。本コレクションにはこれ以外にも、三枚の影絵意匠の型紙が存在し、やはり歌舞伎の「廓文章」を取り入れた作品では、歌舞伎の当時の影絵演出やせりふを知らなければ、意匠の面白さがわからない。「影絵」を利用した型紙の存在を通じ、服飾の意匠が、大衆の芸能である歌舞伎や浮世絵から取込まれ、それを咀嚼した上で新たな意匠を創り出していく過程を明らかにしている。

第七章と続く第八章では、明治二〇年代から四〇年代にかけて、京都の友禅協会が募集した友禅の懸賞図案約一〇、〇〇〇点を対象に考察を進めている。

【第七章】明治二五年三月から京都の友禅染業者の有志（後に友禅協会）によつて始まつた懸賞図案会の友禅図案は、現在も京染会に大切に保存されている。本協会の募集は、明治四四年まで三七回に亘つて続いており、最も長く続いた懸賞図案事業である。本資料は一部図録等に掲載されてきたものの、全体の調査は一度もされたことがなく、本論文によつて、これらが第二四回を除いて初回から最終回までを揃えた一大アーカイブズであることが判明した。それぞれの図案がどの年度、回数に応募されたものかの特定にも成功し、これらが明治期においては他に類を見ない文化史研究上の重要な資料であると位置づける。

【第八章】本章では、整理された友禅図案のうちから、明治三五年か

ら三九年にかけての、江戸時代以前の復古的なテーマが設定された時代、とりわけ明治三八年の画題「伊達模様」に焦点を当て、考察する。日露戦争の直中にあつて、欧化一辺倒から自国の文化や歴史に再評価して新たな工芸意匠を生み出そうとする機運を前提に、従来、この時期、「元禄模様」への取組みは、三越がいち早く動いたと考えられていた。しかし、友禅協会の伊達模様は、それより早く四月の募集であり、流行を先取りしていこうとしたことを指摘する。また、入賞図案を特定することで、審査側も含めた、図案の傾向を論ずる。大柄で輪郭の明瞭さ、市松模様や槌車模様などの伝統的な文様の多用、小袖雛形本からの応用など、明治三八年以降の指向にも影響を与えた傾向・事例が数多く見られる。しかしながら、本図案集の作品は、伝統模様や図案の敷写しというよりも、図案家たちが、明治三八年という時代を適確に捉え、江戸時代の意匠を縦横に取り込み、改編させ、それによつて生まれた新しい意匠創出の跡であると位置づける。

以上、これまでほとんど学術的には取り上げられてこなかつた新出の資料群をイメージデータベース構築という手法を組み合わせることで研究基盤を整え、かつそれぞれの資料を他の資料分野とも併せ見ることで浮び上がる日本の着物の意匠の変遷の過程を考察している。そして、日本の意匠文化の一端を明らかにしたものである。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、着物に施される文様やデザイン（以下、本論の定義に従つて「意匠」とする）を主たる考察対象と位置づけ、さまざまな表現媒体の中には、残された着物の意匠にかかる具体的なテーマを取り上げ、その意味を探り、意匠史あるいは文化史の中に位置づけようとする試みである。論

述の基本姿勢としては、共通する意匠が分野、時代を超えて出現し、しかも、それが転用、改編されていく過程を、資料から実証的に明らかにするものである。

本論を評価する上では、大量に存在するがゆえに研究の俎上に上がつて来なかつたさまざまな資料群を、デジタルアーカイブというI C Tを活用することで、学術的研究材料として初めて活用することに成功した点に、大きな特長を認めるものである。大規模なデータベース構築という基盤整備を論者自身が併行して進めてきた。そして、それらを学術研究の場へ利用していくための視点も持ち併せている。具体的に言えば、染色型紙の場合、国内二コレクション、海外一コレクションを併せて、約二〇、七〇〇枚というデータベースを構築した。染色型紙でこの規模のデータベースは、現在のところ世界に存在しない。染織図案についても、現在、京染会が所蔵する明治期二〇年に亘る友禅協会懸賞図案約一萬枚という、想像を絶する新出資料群を扱っている。上記コレクションは、いざれも論者によつて初めて学術的に取り上げられたものである。その資料群の調査結果を踏まえた紹介は、本論文の重要な成果となつてゐる。そのため、資料考察と事例研究による論述とがパラレルに記述される構成となつたものと見受けられる。

第一章において、論者は、意匠の研究史とともに論者自身が手がけるデータベース構築の属性項目、ならびに閲覧・鑑賞用ではなく、研究活用用データベースとしての機能についても論じている。具体的には染色型紙データベースを扱うが、染織図案データベースとは、共通の属性項目が成立つとする。実際に構築された型紙、ならびに図案データベースは、一部の表示機能をのぞき、基本的には一致する属性項目を持ち、統合的に扱える。

なお、浮世絵を使った意匠研究は、大規模な浮世絵データベースがい

くつかの所蔵機関から公開されることで、二〇〇〇年以降にようやく本格的に成立した研究領域である。立命館大学アート・リサーチセンターで論者も参加しながら構築されている当該データベースは、二五万枚という圧倒的な情報量を誇る。そのため、その基盤を活用してまとめられた本論文の背後にある情報量については、他の追随を許さない。もちろん、この情報量に対してもすべてを効果的に余すところなく活用できたかというと、未だしのところもある。今後の研究に期待すべきだろう。

本論文では、イメージデータベースを活用することで浮世絵、染色型紙、近代染織図案という、これまでまったく別の世界で扱っていた資料群を横断的に取扱うことを可能としている。論者の論点は、この意匠の横断性にあり、本論を貫く特徴的論点となつていて。

第二章では、時代と分野の横断をより典型的にみせる事例として、「誰が袖」と呼ばれる意匠を検討する。着物そのものを意匠とする「誰が袖」が、着物というメディアの境界を飛び越えて成長・展開していく事例は、本論が目指す典型事例であり、あるいは最終章に配置することも可能であつたろうが、第二章に置くことで本論文の目的をより明確化しようとしたものである。屏風等の絵画だけでなく、漆器、浮世絵版画、小袖雛形という異なるメディアを結び、従来の研究では活用されていなかつた新出の資料群をデジタルアーカイブによつて網羅的に調査し、それぞれの調査が他の分野の調査と連動することで、分野を横断した考察を可能とする実践研究となつた。とりわけ、「誰が袖屏風」というテーマで美術史学の分野でのみ注目をされてきた意匠が、時代は明治まで分野も工芸品にまで及んで、広く受容・変容していく様態は、本論文によつて初めて指摘されたものである。

第三章と第四章は、一転して歌舞伎衣装を巡つた意匠創出の事例を取り上げる。第三章で扱う「妹背山婦女庭訓」のお三輪の扮装は、九代目

市川団十郎が現在は定番となつてゐる型を定着させたとされている。しかし、その根拠は曖昧であつた。それを同時代の演劇資料や図像資料を駆使して論証した。それだけでなく、九代目以前には、この人気狂言の中でも、幕末までには女形の主役として、それに相応しい扮装に練り上げられており、九代目団十郎の同時代まで旧来の扮装が残つていたことを実証した。また、九代目団十郎の工夫は、団十郎自身の子役時代の田舎娘の着付を踏襲したものであり、個人の役者の好みだけで演出が定着するのではなく、戯曲の解釈と観客の嗜好とが一致した時に定着するという仕組みにも触れた点で完成度の高い論考となつてゐる。

第四章では、やはり人気曲の一つ河竹黙阿弥作「三人吉三廓初買」の女装の盗賊お嬢吉三を取り上げるが、本章の場合、江戸時代には誰もが知つてゐる八百屋お七という伝説の人物が重ね合わされている。歌舞伎にも幾度となく取り上げられた八百屋お七は、定番となる属性が強固に出来上がつてゐた。お三輪の場合は、いわば再生であろうが、この場合は、すでに固定した意匠をうまくアレンジすることによる創生ということになる。

この二章は、演劇という特殊な場で行われる創造活動ではあるが、意匠がどのように受け継がれ受容者に受け入れられていくのかを説き明かそうとしたものである。ただ、個別にみれば魅力的な成果を生んだこの二章は、他の章との若干の違和感を残す。全体の中での論旨の統一感が得られるような説明が欲しかつた。

第五章と第六章では、論者が最も時間をかけて取り組んだ染色型紙に関する新研究である。ここで取り上げた国内外三つのコレクションは、これまで学術調査が実施されたことがない。制作期が明治までと予想される歴史的な価値の高い吉岡コレクションと明治以降、昭和以降、型紙

コレクション、ならびに、明治期に外国人が収集したキオツソーネコレクションという異なる出自のコレクションを統合的に整理し、それぞれの特長について触れた点は、資料が膨大であるだけに相当な労力が割かれたものと見受けられる。第六章では、キオツソーネコレクションから影絵を取り入れた型紙意匠について、詳細な考察を試みている。もちろん、このテーマも染色型紙研究では先駆となるものである。

染色型紙については、そこに表現された膨大な意匠事例を手許に置くことに成功しながら、網羅的に把握、咀嚼して俯瞰するという総合化には及んでおらず、将来への期待がかかるところである。

第七章と第八章は、これも論者が初めて総合調査を実施した友禅協会懸賞図案一万点を基にした研究である。本資料は、現在、友禅協会の後継組織にあたる京染会が保管しているが、一部分を恣意的に紹介されるのみで、全体の調査がされたことはなかつた。その理由は、一万点という点数の膨大さによる。実際、明治二五年から二〇年間に亘る応募図案は、まさに着物産業の中心地京都における意匠創出の大アーカイブズであり、存在は知られていたものの活用されて来なかつた隠れた宝物と言える。論者は、この全ての図案作品に対して、応募年代を特定し、新聞、雑誌等の同時代資料を使いながら、部分的には受賞作品ならびに製作者までも特定することに成功した。本論文の最大の成果と言つてよい。

本資料は、今後の日本の文化史、あるいは着物産業史を語る上で、計り知れない可能性を秘めており、今後さまざまな側面から研究がなされると思われ、本章がそれらの基盤研究となり続けることは明確である。大規模なコレクションの悉皆デジタルアーカイブに成功した場合、アーカイブされた資料の価値自体も上昇するという典型例を示すことになる。

論者自身は、第八章で、明治三〇年代後半期、とりわけ明治三八年の

募集図案に焦点を当てて、日露戦時下の中の世相も横目に睨みながら、三越百貨店の動向を先取りした京都友禅業界の図案募集テーマの意味を探っている。明治も終盤に至り、欧化政策一辊倒から自國文化への傾注が起きており、元禄の大柄で明瞭な意匠への回帰が叫ばれたが、ここで意匠創作には、日露戦争後のいわばバブルへと続く時代への目配りが既にあるという。作品には江戸期の意匠の取り込みがあるものの、單なる再利用というレベルを越えた新たな創生が起きているとするもので、この点では、本論全体を一貫した主張が展開されている。

なお、取り上げたコレクションは、デジタル化されオンライン上のイメージデータベースとして、稼働しているが、いずれも所蔵者は一般公開を許諾するに至っていない。アート・リサーチセンター内において、許諾を受けた研究者が利用するには制限がないが、現代のWeb環境下においては、やはり一般公開によって学術情報を共有化することで、学術的情報共有化を確保し、研究成果の客觀性を獲得する必要もある。図案や型紙などの意匠は、いまだに産業界で利潤を生む可能性を持ち、商業活動の中で生きている。そのため、情報公開面では一研究者としていかんともしがたい限界がある。現状、論者が構築したデータベースが一般公開に至らず、本データベースを常時活用する研究者を見出すことができなかつた。そのため、データベース開発を通じて論者の視点を広げ、利用者の視点に立つたインターフェイス開発に関わる共同研究の機会に恵まれなかつた。データベースそのものへの議論を尽せなかつたのは、やむを得ないところがあつたかもしれない。

惜しむらくは、そうした客觀化が不足していたため、全体のコンセプトが読者にとつて曖昧になつてしまつた。また、結論とも言えるメディアを越えて意匠が受容され改変されていくという日本の意匠文化の特質は、むしろ世界共通の普遍的な現象でもあり、論者自身も本論文で獲得

した全体に亘るコンセプトの独自性については、十分な説明には及べなかつたことを理解している。このように全体を貫いた論者の新たな視点を十分に獲得したかという点においては、若干の弱点を認めるものの、上述の通り、新出資料群の適確な整理と紹介、各論毎の魅力的な成果は、学会発表ならびに学会誌上への掲載などで客觀的に高い評価も受けている。

以上の如く、いくつかの不足点は認められるものの、それを十分に補うオリジナルな成果が随所に認められるため、本論文は博士論文として十分に評価されるものとするのが、審査員の一致した意見であった。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一二年七月二十七日（金）10時から12時まで、アート・リサーチセンター多目的ルームで行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における国内外での学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

また、Association for Asian Studies、国際日本学会などで、英語での口頭発表を複数回行ない、『服飾文化学会誌』『アート・リサーチセンター』に掲載された論文では、適切な英語による要旨も添付されていることから、本論文提出者が外国語（英語）能力を十分に備えていることも確認できた。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適當であると判断する。

BINCSIK MONIKA

『Japanese lacquer in Western collections:  
a reassessment of the history of collecting and  
collections in the West』

「西欧のコレクションにおける日本の漆器

——西欧における蒐集の歴史とコレクションの再評価——』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一二年三月二十一日

審査委員

主査 赤間 亮

副査 中川 成美

副査 鈴木 桂子

副査 山崎 剛

『第一部』

第一章において、17世紀におけるヨーロッパの日本漆器収集の最初の段階について論を展開する。ヨーロッパに現存する蒔絵装飾のキャビネットに焦点を当てたものであり、悉皆調査を通じて、筆者は、デンマークと英國において、一六七〇年から八〇年代に登録された、多くの類似点を持つキャビネットが保管されているコレクションを確認する。すなわち、それらのキャビネットは同じ時期に輸出されたものであり、さらに言えば、おそらく日本の同じ製作工房で作られた可能性さえあることを示す。

本論文は、第一部と第二部の二部構成となっている。

第一部は、17世紀から20世紀初頭に至る西洋に輸出されていった日本漆器の役割についての考察である。この期間におけるヨーロッパとアメリカ合衆国における日本漆器収集の歴史について論述する。そして、日本漆器の収集の歴史を文化史のコンテキストの中で位置づけ、現代にいたるまで、西洋では日本漆器に対してどのような理解をされてきたかを解明する。同時に、海外に輸出された漆器だけでなく、日本国内の漆器も含めて、日本漆器全体の総合的な歴史を再構築できる可能性を示唆し、

日本国内と輸出された漆器の比較研究を促進するために、西欧に存在する漆器コレクションの膨大な所在目録を提出する。

本論文をまとめるにあたり、筆者は日本漆器データベースを併行して構築しているが、それは筆者自身が実地調査を行い、慎重な検討を加えた手法と考え方を使い、収蔵されているコレクションに対して、自分自身でデジタル画像を撮影して研究を進めてきた。第二部では、こうした実際の経験と技術を踏まえ、最新のデジタル技術やデジタル人文学の進展によって可能となつた日本漆器研究の新しいアプローチについて論じている。

新たな漆器収集家のグループ、富裕な銀行家、美術ディーラー、有力な婦人たちに関わる作品の収集活動を明らかにする。

筆者は、今までのところ、一七〇三年から一七九九年までの70点以上の日本漆器を含んだ販売目録を確認した。それによれば、アムステルダムとハーベで31回、パリでは38回もの販売があつたことがわかる。この時代の漆器収集の極めて重要な特徴は、それまでの家具としての位置づけではなく、ヨーロッパ美術の鑑定家によつて、漆器が芸術作品として認められたということである。

パリっ子のコレクターには、フランシス・ボウチャーのような芸術家がいた。筆者は彼の芸術作品に対する漆器コレクションの関わりについて細かく分析している。筆者はまた、婦人は、ルイ15世の宮廷における流行を作つたポンパドール夫人の漆器コレクションについても詳細に論述する。

第三章では、19世紀のコレクションを検証した。この時代には異国趣味、民族学、好古趣味、ロココ様式の復活、装飾芸術鑑賞眼の進展、歴史学などへの興味を含む、こうした美術工芸品をとりまく多くのパターンが存在し、それらの要素が19世紀においては一斉に絡んでくる。同時に、万国博覧会、世界旅行と同じく百貨店、写真の出現、出版物の部数の増加が、新しい視覚世界や新しい芸術的規準、そして漆器を鑑賞する機会の可能性を促したとする。

また、明治期の漆器芸術を理解する上でこの新しい研究への進展を促すものであるが、横浜の漆器商会の説明を行う。論者は、19世紀の後半までに漆器が、売買の可能な高級な商品となり、そして輸出用の商品になつていくのを実証的に説明している。論者は、またヨーロッパや合衆国の日本漆器のコレクターやコレクションの大規模なリストを用意した。

日本漆器が博物館のコレクションに編入されるのは、19世紀に始まった。しかし、そのルーツはそれ以前の世紀にある。18世紀のインテリア装飾は装飾芸術コレクションになつた一方、17世紀の驚異の部屋は、民族学的なコレクションのための中核となつた。ヨーロッパの博物館システムは、複雑な国家コレクションとともに、民族学や装飾芸術、東洋文化の博物館としてさまざま発展するとともに、次第に専門化していく。そのため、部門やサブ部門の数は増大していくのであるが、日本漆器はある一定の部門に收まるというよりも、それぞれの博物館が持つていて性格やコンテキストを反映して、さまざまな解釈を受けることになる。しかしながら、興味深いことに、美術館(fine art museum)には日本漆器はほとんどまれにしか存在していないと説く。

一方、アメリカ合衆国では、日本漆器の大規模な収集は、ようやく19世紀に入つてから始まつたものである。多くのコレクターはパリでそれらを手に入れていたので、同時代のフランスの嗜好に強く影響を受けていたといえる。その時代に始まるアメリカの博物館システムは、貴族やブルジョアの美術コレクションという前史を持たなかつた。新しいアメリカの博物館の創設者たちは、ヨーロッパのモデルを基としたが、二つの著しい違いをみることができる。アメリカの博物館モデルは、ほどんど常に全世界的で、すべての時代のすべての文化を包含しようとする。

アメリカの博物館では、博物館機能や芸術史の概念について論争となる機会は、ヨーロッパの博物館の歴史上で現れる機会と比べればほとんどない。そのため、日本漆器は、メトロポリタン美術館やボストン美術館のような美術館になんのこだわりもなく、容易に収蔵されたのであつたと論じる。

本章では、また、この二つのコレクションの内容についても詳細に紹介している。

## 『第二部』

ト博物館の作品を比較することで説明する。

七六

第一章では、デジタル化とデジタルアーカイブを通した輸出漆器の新しい研究の可能性について論ずる。続く、第二章では、筆者自身が撮影・データベース構築を担当している漆器データベースの概要と構造、写真複製やデジタル撮影の問題とフォーマット、装飾美術の研究におけるマルチ画像表示の用法などについて詳述する。第三章では、現在アメリカやヨーロッパの一部で標準的に使われ始めている博物館管理史システムTMSの分析を経て、自身の漆器データベースとの比較を通じた、将来の可能性について論じる。

そして第四章では、装飾美術と視覚芸術とさらに地理学との間ににおける横断的研究、ならびに顕微鏡撮影を通じた材料と技法の新研究の可能性について三つのケーススタディを用意している。

## 1. GISを使った京都の漆器工房に関する共同研究

本研究は、歴史GIS専門家との共同研究である。ここでは京都の漆器職人の歴史について触れつつ、地誌や漆芸本などを利用して、漆関係の職人や工房の地理情報を抽出、地図上に配置することで、これまで知られていなかつた、職人らの移動の跡を明確にする。

## 2. イメージデータベースを活用することでデザインの出所を特定

本研究では、絵入本や浮世絵の著名なデザインが漆器に取り入れられたり、漆器のデザインが浮世絵版画に描かれるなど、工芸品と絵画との間でのデザインの相互交流がイメージデータベースによつて明らかにできることを説く。

## 3. デジタル技術を使った金粉の技法研究

本研究では、漆器の技法の歴史を概観した上で、漆器調査にデジタル顕微鏡画像を使うことで、蒔絵の技法を記録でき、それが極めて有効に漆器研究に機能することを、ボストン美術館とヴィクトリア&アルバ

ト博物館の研究は、貿易史、収集史、日本での漆器芸術の歴史、日本の制作地域の歴史、漆器芸術の技術研究、商業史、などなどを必要とする。他の領域の研究者、より多くの学生の参加、司書、アーキビスト、漆芸作家、美術史家、経済や貿易の専門家とのコラボレーションにより、これまで表面に出てこなかつた情報源がわかつてくる可能性もある。筆者は、フランスのアンドレ・マルロウを引き合いに出し、写真複製のインパクトは、いまやデジタルやWebの世紀において、より現実的な真実となるという。新しいデジタルアーカイブ技術、オンラインデータベース、電子博物館プロジェクトは博物館への新しい入り口である。分野を越えた専門家だけでなく、遠隔の人々を繋げる。筆者が、この研究で体験したように、多くの人が、これまで隠れていた情報・資料を暴き出す。

次第に西洋のコレクションと同様に日本の漆器資料もリモートでアクセス可能となるだろう。海外に出た漆器と日本国内に残る漆器の比較研究は、これから課題であるが、本研究の手法が効果的に使われる必要がある。また、遅れている幕末から明治にかけての研究、また他ジャンルとの交流研究、さらには、技法・材料の研究にも光明を与える研究であることを確認して、まとめとしている。

## 論文審査の結果の要旨

ビンチク氏は、学芸員としての経験、日本文化・美術史の知識、とりわけ漆器を専門とする研究者として長いキャリアを有する。また、既に、本国において、博物館史に関する論文により博士号を取得している。本論文においては、日本語、英語、フランス語、ドイツ語、オランダ語という複数の言語能力を縦横に駆使し、ヨーロッパ・アメリカの古文献の

解読を可能とした。こうしたバックグラウンドに加えてデジタル・ヒューマニティーズの手法を取り込むことで、将来への大きな可能性を持たせる論考として本論文を完成させた。とりわけ、美術史の研究では作品調査と文献調査が車の両輪の役割を果たすが、本論文では、作品調査にデジタル技術を活用し、デジタルアーカイブを構築することで、これまでにない成果をあげることに成功している。

全体は、二部に分かれる。一部では、17世紀以降、日本が西洋との貿易を開始して以来、日本の漆器がどのようにヨーロッパとアメリカに渡り、誰が所有し、どのように大切に保存され、それが再び市場に姿を現わして所有者を換えながら移動を続ける。西洋での漆器受容のあり方を、文献と作例の詳細な調査と検討を通じて、明らかにしている。

17世紀まで遡るコレクションにおける所蔵品目録や、特にフランスを中心とする18世紀の70冊以上に亘る売立目録などのさまざまな言語で書かれた文献の調査は、これまでの研究史にない膨大で魅力的な情報を提供している。作例の調査範囲の広範さについてもこれまでに例がなく、作品の具体的な移動の履歴がこれだけ克明に記述された研究は、たいへん貴重である。本研究には、本論文では論述しきれなかつた多くの情報が詰まつており、今後さらなる詳細な分析が進むことが期待できる。

本論文の特長は、さらにそれを、文化的・歴史的に適切な文脈のなかで位置づけ、当時の西洋人の日本漆器に対する理解・解釈を解明している点にあり、ここに本論考の完成度の高さがある。

輸出された漆器は、製作された日本という地から離れ、西洋の中に存在することで、どの様なカテゴライズがされていったのか。単に、西洋のアンティックに対峙されるものから、東洋のエキゾチックなもの、東インド、そして日本の輸出品となる過程が詳細に述べられる。それらは、それが所蔵される場所の変化とともに、—私的な場所から公的な場所

へ、ヨーロッパにおけるイデオロギーの変遷やヨーロッパの博物館の発展と細分化の歴史、さらには美術史の動きとも絡めて、物質文化の視点でいえば、漆器というモノが骨董品、異国品、珍品、美術品としての意味を持つていく複雑な動きが、立体的に描き出されている。

さらには、漆器の輸出や流通に関わった人々の人間模様、VOC、ヨーロッパの日本美術商、オーケーション、明治以降は、日本の横浜商人、アーケードや百貨店、万国博覧会などへの目配りも十分である。

とりわけ、アメリカでの日本漆器コレクションの形成について、調査による新発見の事例による研究であり、極めて興味深いものである。

日本美術史からの視点では、浮世絵を中心として印象派との関連でジャポニズムがあり、アールヌーボーが記述されてきたが、日本美術の西洋美術への影響という言う意味では、本論文は、そこに大きな奥行きを与えることになった。17世紀の段階で、既に漆器・陶芸、そして着物などが輸出されており、それぞれが異なる受容の歴史を辿っているが、まだ十分に開拓がされていない分野である。西洋における浮世絵以外の美術品の受容の研究となつた本論文のインパクトは大きいと言えるだろう。さらには、美術史における、絵画偏重の傾向に対する警告としても受け止めることができようか。

第一部については、その他、絵画資料では稀である漆器の形状の改变（リフォーム・リユーズ）による美術品の変遷事例の指摘的重要性、あるいは、私的な場所から公的な場所へという場所の移動は、女性的なものからそうでないもののへの移動とも考えるとジェンダースタディへの繋がりの可能性さえもみえることなどを付け加えることができよう。

第二部では、デジタル・ヒューマニティーズ型研究を全面に押出して論述する。美術工芸品の研究には、物質としての特性、材料、技術などを科学的に分析する手法が有効である。ところが、これまで、現存作品

を分析機器によって網羅的に調査し、データを蓄積する事例は少ない。

本研究では、作例調査に高精細デジタル画像を取得することで、大量のデータを蓄積する手法を基盤技術として取り入れた。デジタルアーカイブ技術の活用は、博物館・美術館の世界にも広く受け入れられるようになつたが、本研究の特長は、漆器研究の専門家である調査者本人がデジタル撮影技術を開発して本調査における標準フォーマットを定めたことにある。顕微鏡撮影、マルチアンダル撮影は、本研究のオリジナルな成果である。工芸品研究では、こうした研究や画像自体の蓄積は、ほとんどなく、本研究がその嚆矢となるものである。他の多くの研究者にとても極めて有益な試みであることが指摘できる。

本論では、こうした画像複製の意味についても、不充分ながら触れるところがあり、イメージデータベースが、美術工芸研究においてもエポックメイキングとなることを理論的に叙述する。

第二章では、筆者自身が開発している漆器関連のデータベースについて触れ、その特長を述べるが、現在のところ漆器専門の画像データベースは、本データベースしか存在せず、そのためその紹介にとどまつてゐるところがあり、研究用データベースとしての議論の深化はまだ不足している。しかし、第三章で、アメリカを中心として大きなシェアを誇る博物館マネージメントシステム The Museum System (TMS) の来歴と特徴を詳述することにより、研究用データベースの役割が述べられ、今後の漆器データベースの可能性が分かるように叙述している点に工夫が見られる。

なお、データベース化にあたつての用語統一（シソーラスの構築）については、日本語と英語間の翻訳上の問題とともに、日本語の用語自体が時代・産地によつても異なるため、実際にプロジェクトを進める上での障壁は予想以上に大きいに違ひない。

第四章は、それぞれが独立した論考として位置づけられるが、デジタル技術の応用に関するケーススタディとして、これも興味深い研究が並んだ。

一つは、これまで全く研究されていなかつた京都の漆器職人、漆器工房に關わる歴史的な位置移動の研究で、地図上でその位置を可視化することで判明する明瞭な移動状況が報告できた点は、GIS研究者との共同研究という研究方法も含めて、この分野の研究に新風を吹き込んだことは間違いない。

また、大量の浮世絵画像を使ったデザインのメディア間交流研究では、浮世絵研究者が注目して来なかつた作品に新たな価値を付加するとともに、漆器に施されたデザインの出典を明らかにしたことで、分野を越えた研究の有効性を明瞭に証明するものとなつた。

さらに、デジタル顕微鏡画像を使つた技法研究は、人間の目では不可能な客観的な分析を可能とするという、予想された結果ではあるが、筆者が蓄積した画像アーカイブがすでに十分な量をもち、先駆者としてのこうした手法が主流となるべきことを誇らかに証明した研究となつた。

全体を通して、第一部では、日本美術品と西洋美術との交流をジャパンニズムと浮世絵との関係だけで見ようとする視点を、漆器研究を通して大きく広げたと言えるが、また、ボーダークロスの研究であるだけに、中国美術の受容、つまりシノワズリーとの相対的な関係の視点もあつてよかつたかも知れない。第二部では、まだ実質的な研究運用に至つていない漆器イメージデータベースは、実際の運用・利用を通じて、より一層の効果的なデジタル画像の活用方法を発見する入口になつたかも知れない。

また、論文の構成に関しては、第一部・第二部のそれぞれの結論（サマリー）をもう少し丁寧に叙述すべきであつたろう。細かな点にも触れ

れば、例えば、第一部に触れられたメトロポリタン美術館の婚礼調度品の時代考証については、儀礼史からの考察が若干不足しているなど、今後いくつかの調査研究を必要とする箇所も存在する。

しかしながら、本論文が全ての章に亘り、それぞれ新知見を数多く提示するものであり、漆器研究、さらには日本工芸美術の研究を牽引することとなる大きな成果である。本論のもとに、今後、さらなる大輪の花を咲かせるであろうことが期待できる。

以上、審査委員一同、本論文を高く評価するものである。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は平成二十四年七月二十七日（金）14時30分から16時30分まで、アート・リサーチセンター多目的ルームにおいて行われた。

審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における国内外の数多くの学会発表や学術講演、学会誌への投稿などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。言語能力に関しては、本論文は英語で論述され、また、日本語の大量の文献を駆使し、公開審査は、日本語により実施された。また、それ以外に、母国語（ハンガリー語）、ドイツ語、フランス語、オランダ語、イタリア語の資料を解読して本論文が執筆されていることも付け加えておく。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

#### 論文内容の要旨

本論文は、八・九世紀の律令制下における大宰府をテーマとし、中央政府および西海道諸国との関係、外交面における裁量権といった観点から、その特質と時代的変遷の解明を試みたものである。

先行研究に於いて、外交と西海道諸国支配という大宰府の二つの機能が、必ずしも有機的に結びつけて考察されていなかつた点に鑑み、相互の関係を基軸に、多角的に検討を加える。

本論文は、序章、第一部第一章・第二章、第二部第一章・第二章・第三章、終章で構成される。

序章では、古代律令国家体制に関するこれまでの到達点と課題を指摘した上で、大宰府・西海道研究がそこに有する意義について、先行研究を踏まえて所見を述べ、各論への導入とする。

第一部「大宰府外交任務の特質と展開」第一章「大宰府外交の特質―大宰府西海道支配との関係からの考察―」では、来着した外交使節の応

吉岡直人

### 『令制大宰府の西海道支配体制の研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一二年三月三十一日

審査委員

主査

本

郷

真

紹

副査

美

川

圭

副査

杉

橋

隆

夫

接、大宰府滞在中の食膳提供と管理が大宰府の外交面での役割で、その原資としては西海道諸国から徴収する物品が用いられており、その意味で西海道諸国は大宰府の外交任務を支える役割を有した事を指摘する。

第二章「宝龜年間の対外政策と大宰府外交—宝龜五年五月十七日太政官符を手掛かりとして—」では、八世紀後半の宝龜年間が大宰府外交上の画期であり、この時期に大宰府が独自に外交使節の処遇に関する決定権を中央から委ねられたこと、これは取りも直さず、国家の外交権限の一部を大宰府が吸収したに他ならないことを述べる。

第二部「大宰府西海道支配の展開」第一章「財政からみた八世紀大宰府の西海道管内支配」では、大宰府の有する裁量権という観点から西海道諸国との関係について考察し、大宰府は諸国から徴収する稻穀を独自に分配利用できる裁量権を与えられており、これを通じて西海道諸国を統括していた事を明らかにする。

第二章「大宰府西海道支配と公営田制」では、前章の成果を踏まえて、西海道諸国の財政への依存度が高い大宰府は、その意味で諸国の財政状況にその運営が左右されるという脆弱性を有しており、九世紀に諸国での律令制の土地運営と収奪が動搖したこと、独自の財源を確保すると共に諸国との関係を維持する必要性から、公営田という独自の田制が設けられたこと、またその動搖の背景に、在地勢力の活動が存在したこと等を指摘する。

第三章「平安前期における大宰府西海道支配の展開—藤原衛四条起請の検討を通じて—」では、承和九年八月に出された大宰大式藤原衛の四条からなる起請の内容について検討する。新羅人入国的一切禁断を求めた第一条、任期終了後も任国に留まる国司（留住前司）の即時入京を求めた第二条、諸国を掌握する浪人を大宰府の下に再編成することを求めた第三条、管内の新たな開墾行為の禁止を求めた第四条は、これまで別

個のテーマとして検討されることが一般であつたが、これらは密接に関連しており、留住前司・富豪層への対策を通じて大宰府の西海道諸国支配を強化しようとした点に最大の意義が存したことを強調する。

終章では、本論文の総括を行うと共に、今後課題とすべき点について指摘する。

### 論文審査の結果の要旨

審査委員三名による総合所見は、以下の通りである。

既発表論文を複数含むことから、行論の必要上同一主張の繰り返しが幾箇所か見られ、更に整理が必要と目される部分も存在するが、全体としてかなり完成度が高く、また論旨も明解である。先行研究の到達度と課題を正確に把握した上で、異なった観点から考察を試み、また史料も従来とは異なった解釈を試みるなどして、新知見を多く呈している。関連する分野の状況からしても説得性に富む議論が多い。史料的制約により、憶測に頼らざるを得ない部分も含まれることはやむを得ないが、その事を十分に認識した上で、蓋然性の高い展望を呈している。

問題点としては、大宰府・西海道諸国に研究対象を限定し、その特質を解明しようと試みたものの、他地域に関する検討が皆無に等しいことから、これをどこまで大宰府という機関、或いは西海道という地域の特質と評価しうるか否かが問われ、遺憾ながら所論の説得性を損なう要因となつてゐる。今後は他地域・他機関との比較を通じて、今次提示した議論の有効性を検証することが不可欠となろう。この課題は、各章の所論に共通して指摘しうるものである。

今一点、本論の分析対象は、収奪の体系（税制）、機関および官人の権限といった、制度を基盤とする諸事項であり、総合的な歴史の分析に必須の人的要因については、全く含まれなかつた点が、課題として挙げら

れる。大宰府の官人構成、特に高官の人事については、西海道諸国の国司との併任や、そこからの転任といった、人事交流が緊密な関係にあることから、例えば第二部の如く留住前司を課題として取り上げるに際しても、史料より具体的に窺われる人名を手掛かりに、現任の大宰府官人や国司との人的関係を検討する必要が存した。これは今後の課題として、審査委員の総員より指摘された点である。

以下、各論について講評する。

第一部第一章「大宰府外交の特質—大宰府西海道支配との関係からの考察」は、『立命館史学』三一号（二〇一〇年十一月）に発表した「大宰府外交機能論—大宰府西海道管内支配との関係からの考察」を補訂した論考である。大宰府外交実務の実態と、西海道支配との関係について指摘された内容は、概ね首肯しうるものと言えるが、薩摩・壹岐等五国島司の公廨は、外交職務に対する財政援助という理由で筑前・筑後以下の公田地子から支出されたと解釈する点については、当該国島の生産性や、大宰府との服属形態、とりわけ国司等人事の観点から、別の意義も見出しうるのではという意見が呈された。

同第二章「宝亀年間の対外政策と大宰府外交—宝亀五年五月十七日太政官符を手掛かりとして」は、『立命館文学』六二四号（二〇一二年一月）に発表した同題の論考を補訂したものである。中央政府の新羅に対する觀念が宝亀年間に変化する事、これに伴い大宰府の外交権限・実務が転換する事を、当該期の史料を読み替え新たな解釈を提示する事で指摘し、これが九世紀に於いて大宰府が担う外交任務を規定するものとなつたと評価する。大宰府の外交任務に關する限りその指摘は首肯しうるもの、何故この時期に、新たな中央政府の國土觀が形成され、「新羅觀」が変化したのかという、いわばその背景の部分については、たとえば蝦夷に対する觀念の問題なども含めて、多面的に検討を加える必要がある。

第二部第一章「財政からみた八世紀大宰府の西海道管内支配」は、新たに書き下ろした論考で、史料を博搜し大宰府と管内諸国との財政面での統括関係の内実を探ろうとした点は高く評価でき、またそこから導き出された、国・島によりその関係が一様でなかつたという指摘も、説得性のあるものである。但し、第一部第一章にて指摘されたのと同様に、五国島司に対する処遇の要因として、当該地域の軍事・外交的役割のみに注目する点については、やはり他の要因も考慮すべきと考えられる。また、大宰府財政機構の特質についても、他の官司との比較を試みた上でその特質を指摘しなければ、主觀的判断に頼る部分が大きいと言わざるを得ないことになる。この点、再考が必要との参考意見が出された。

同第二章「大宰府西海道支配と公営田制」は、『続日本紀研究』三八〇号（続日本紀研究会、二〇〇九年六月）に発表した同題の論考を補訂したものである。先行研究を網羅的に検討し、その到達点と課題を指摘するのは、立論の前提として不可欠の作業であるが、些か冗長な感がある。ただ、夏月に正税を用いて交易で調庸現物の確保を図る公営田制の意図を、同時期に百姓が調庸物を失う実態に対応し、無用な中間搾取層の収奪を防止しようとしたものとする新たな評価について、説得性のある議論と受け取られる。史料的制約により、具体的用例による検証を行えない点が残念であるが、今後木簡等の新出史料により裏付けられる可能性も存在している。

同第三章「平安前期における大宰府西海道支配の展開—藤原衛四条起請の検討を通じて」は、新たに書き下ろした論考である。当該史料の第二条に現れる「留任前司」の入京を求める内容に着目し、富裕な浪人と共に当該期に於いて在地の実質的支配層として百姓より搾取を行つて富豪層の存在こそが、大宰府管内諸国の財政や、その外交任務に支障を來す要因として大宰府官人が排除を願つた、まさにその支配を阻害

する最大級の要因として認識されていたと指摘し、この解釈を基軸に、他の三条が相互に密接な関係を有するものであり、全体としてこの起請の有する意義について、新たな評価を試みる点は、先行研究がいずれも四条相互の関連性を等閑視してきた事を的確に批判し、是正を促した点で大いに評価しうるものと判断される。本論考は、第二部第一章・第二章における考察の機縁と位置付けられる史料を綿密に検討したものであり、その意味においては、第二部各章の構成を変更した方が、行論上筆者の見解に対する理解をより深める事になつたのではという意見が出された。

終章では、第一部・第二部各章の内容を総括して、今後の課題を提示しているが、遺憾ながら、序章にて指摘した律令国家体制論の研究史上の到達点と課題に対する、本論文を通じての筆者なりの見解を導き出せていいのが実態であり、今後の研究の深化が期待される。

総じて、今後改善・再考すべき点は散見されるものの、博士学位論文としてその内容が十分に到達度を確認しうるものである事が、審査委員三名の総意として確認された。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一二年七月三日（火）17時から19時まで、清心館五三教室で行われた。審査委員会は、上記のごとく、本論文の到達度を確認した上で、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適當であると判断する。

### 『朝鮮史編修会』の思想史的考察

—植民地朝鮮、帝国日本、「近代歴史学」—

学位の種類 博士（文学）  
授与年月日 二〇一二年三月三十一日  
審査委員

主査 桂島宣弘  
副査 杉橋隆夫  
副査長 志珠絵  
副査 尹海東

#### 論文内容の要旨

本論文は、朝鮮総督府の傘下団体であった「朝鮮史編修会」を素材に、植民地朝鮮における「近代歴史学」の諸問題を検討したものである。ただし、本論文は「朝鮮史編修会」自体を検討の最終目的とするのではなく、むしろ「近代歴史学」そのものを俎上にあげるための方法として「朝鮮史編修会」を捉えている。従来の研究では、「朝鮮史編修会」は韓国では「植民史学」の総本山として厳しく批判されてきた。とはいっても、「近代歴史学」からの「逸脱」「歪曲」と位置づけられ、その「近代歴史学」的な側面は無視されてきた。無論、「朝鮮史編修会」に先だって編纂された『朝鮮半島史』の叙述をみれば、暴力的な眼差しや歪んだ認識が書物全体を彩っていることも事実である。しかし、編纂者においては、近代的な歴史叙述の方針をとつてゐるのだという自己認識をもつ

ていたことも見落としてはならないだろう。そうした「実証主義」への強い希求は、その後「朝鮮史編修会」が刊行した『朝鮮史』において、執筆者個人の意見は全く収録せず、ただ単に史料を年代順に並べた通史の試みとして発展していく。「朝鮮史編修会」の修士官たちが、戦後になって自分らの作業は植民地支配のための総督府の諸政策とは違って、「純粹な学問的良心」に基づいていたと主張できたのもそのためである。本論文では「朝鮮史編修会」の諸作業が「近代歴史学」の認識論的な基盤に上に行われていたことを多くの史料に基づいて示しているものの、実は「近代歴史学」の認識論的な基盤にこそ「植民史学」的な性格が存在し、したがって「近代歴史学」自体が「植民史学」を本質的に内在していることを示そうとしたものである。本論文の重要な主張としては、以下の点をあげることができる。

(一) 「植民史学」という概念を、「近代歴史学」の外部におくのではなく、「近代歴史学」そのものの問題として問い合わせた点。(二) 「近代歴史学」の主たる特徴である「実証」的方法=自然科学的な方法の認識論的な検討をとおして、その形而上学的な性格を明らかにした点。しかも、それによって構成される「知」は「権力」と不可分の関係をもち、帝国日本の植民地朝鮮支配を可能にした要因でもあったこと。(三) 「歴史」に対するかかるロゴス中心主義的な認識において、不穏なる存在としての「出来事」はつねに抑圧を迫られているが、それが完全に消え去ることはなく、同一性に回収される時間の観念、論理や秩序などに痕跡を残していること。さらに、この「歴史」に対する「出来事」の異議申し立ては、被植民者にとつては歴史をつうじた抵抗の手段にもなりえたことを明らかにした点。

以下具体的に内容を紹介する。「序章」「歴史」という欄では、ポストモダン的地殻変動、「言語論的転回」にもかかわらず、「歴史学」は自

らの認識様式に対する反省を行うどころか、「歴史学」の枠をさらに堅固にさせようとした点を、ストーン、パーマー、ウッドラの議論に即して批判的に明らかにしている。この姿勢は、ランケ以後の「実証主義」に対する信頼に基づいているものであり、それによつて「歴史」の「眞実」がみいだされるという思考を歴史哲学的視点から論じている。

「第一章『植民史学』の弁明——不穏なる読みへのいざない」と「第二章 空疎な言説／生きた死体——『朝鮮史』の文法」では、『朝鮮半島史』編纂計画から『朝鮮史』に至る過程を、植民地朝鮮における「近代歴史学」の成立の過程として捉えなおし、「実証」的な歴史研究が帝国の植民地支配と結びついていく経過を明らかにしている。ここでは、植民地朝鮮における歴史叙述が、徹底的に「実証主義」の方法にしたがつていた点、したがって、かかる諸作業を「植民史学」の問題としてのみ理解することはもはやできず、「歴史学」の孕む問題として把握しなおさなければならないことに注意が喚起されている。また、このように植民地朝鮮に「近代歴史学」が登場することに伴つて、「檀君」などの朝鮮の神々、歴史における多様なる認識的「出来事」の契機が「歴史」の舞台から引き下ろされ、排除されていくことも明らかにされている。

「第三章 実証される植民地、蚕食する帝国——今西龍の朝鮮史研究とその転み」においては、こうした「檀君」の排除に積極的であった今西龍の朝鮮史認識をとりあげている。今西龍は「韓人を好み韓人を愛す」と公言し、「実証的」研究をつうじた「朝鮮史」の確立に大きく寄与した人物であるが、「実証的」には解決しえない不穏な歴史と対面したときに、かれは沈黙せざるをえなくなる。ここでは、今西の例をとおして、「実証主義」が掲げる合理的・客観的解釈というのが、「出来事」を前にしては脆弱なものであると結論づけられている。

「第四章『方法』としての崔南善——普遍性を定義する植民地」では、

崔南善の「檀君」認識を中心として、歴史をつうじた被植民者の抵抗の可能性について考察している。崔は「檀君」の事件性に注目し、「歴史研究」の彼方にあるものを指摘したわけであるが、このように「出来事」を顕現させる作業は、現存の秩序や構造に対する転覆的な思惟の可能性を提示してくれるものもある。崔の歴史学は、かかる歴史叙述の使命を復活させ、日本人歴史学者たちの近代的な「歴史学」概念を根本的に批判しようとしたものであつたと結論づけられている。

「終章 降倭『金忠善／沙也可』」の表象と『近代歴史学』では、「植民史学」の張本人の一人として厳しく批判されている中村栄孝の「金忠善／沙也可」論が、今日において「善隣／友好」のシンボルとして機能している逆説を指摘し、戦後の資本主義社会と「歴史学」の分かちがたい結合について検討している。かつては「売国奴」として評されていた「金忠善／沙也可」が、「実証」の論理に触れることで、旧帝国や旧植民地における「こころのオアシス」として表象されていく過程を明らかにし、「実証主義」が構造的に抱えこんでいるこうした恣意性・歴史性にこそわれわれは留意しなければならないと結ばれている。

### 論文審査の結果の要旨

審査委員四名による総合所見は以下のとおりである。

本論文は、史学理論・歴史哲学・ポストコロニアル理論の素養に加え、最新の韓国歴史学・日本の朝鮮史研究に通じた申請者による、「朝鮮史編修会」の『朝鮮史』編纂を根底的に捉え返そうとする研究である。既に多くの発表論文で日韓の歴史学界に多くの問題提起を行つてきた申請者によつて本論文がまとめられたことの意義は大きい。とりわけ次の四点において本論文は、歴史学研究・思想史研究に新しい地平を切り開くものと評価できる。

第一に、韓国国史編纂委員会図書館、韓国国会図書館、高麗大学校図書館等において、多くの新史料を発掘し、その読解・分析によつて本論文が執筆されていることである。日本側史料に加え、韓国これら新史料の発見・紹介は、今後の日韓歴史学界における貴重な財産となるといわなければならない。とくに原文書はかなり読解が困難な箇所が多数存在しているにも拘わらず、それを翻刻・紹介してきた労は特筆に値するものといえるだろう。また、これらの史料の翻刻・紹介についての学界の要請も高く、申請者がその作業に果敢に取り組んでいることも評価できるだろう。

第二に、「実証主義」をめぐる歴史哲学的議論が不足しがちな日韓の歴史学界にあつて、申請者はランケ以後のドイツ歴史主義、ドイツ文献学に遡つて精査し、その議論に正面から立ち向かつたことである。とりわけ、日本では翻訳されていない韓国語文献・英語文献を原典で読解・分析し、アメリカ等におけるポストモダン的歴史理論を自らのものとしながら議論を組み立てている点は、本論文の水準を大変高いものとしている。本論文の副査の一人である韓国の代表的近代史学者尹海東氏もこの点は高く評価しているところで、日頃から韓国やアメリカ歴史学界・思想史学界ともネットワークを有している申請者ならではの手腕といえる。

第三に植民地時代の日韓関係史に通じていることは当然としても、本論文は当該期の文化人類学・神話学・考古学・民俗学などの状況に通じていなければとうてい執筆できない性格を有している。分析の俎上に挙げられている学者も、日韓のこれら領域に及んでおり、申請者の学際的な知識の豊富さを物語ついている。とくに重要なのは、こうした学者が踏査した韓国内の遺跡・史跡等にも申請者は詳細な現地調査を試みていることで、個別研究としても完成度が高いものとなつてゐる。

第四に、「植民地近代（性）」論の方法が論文中に数多く取り入れられている点である。既に日韓の朝鮮史研究では、この視点からする研究が散見され、また日本でも幾つか著書が翻訳・刊行されている（『植民地近代の視座』岩波書店等）。だが、日本近代史領域では未だ韓国のこうした議論が紹介されたことは少ない。〈帝国＝植民地〉を一体構造の連関の上に捉え、問題群を世界史的に共有したものとする「植民地近代（性）」論は、日本近代史研究、日本思想史研究にも多くの見直しを迫っている。本論文はその契機となるものと評価できる。

さらに本論文の歴史哲学的叙述についてもきわめて示唆深く、読者をして色々と思考を誘発する箇所があつたことが、審査委員から指摘された。たとえば、次の箇所など。「歴史学には何ができるのか。来るべき歴史学は、『存在』したことのない時間をとり扱わなければならない。それは時間の以前に、存在の彼方に、思考の渦中ににおいて、うごめき、ざわめいている。秩序以前の無秩序、無の自由、起源、世界を創造する神のはじめての言葉に先立つているものを叙述することはできるのか。『死の律法』に向かって『生の歴史』を押し開くことはできるのか。『第三者的審級』と『大文字の他者』に統制されえない無限の偶然なる接続や、そこで浮遊している『出来事』を顕現させること。歴史学はこの異なる答えを準備しなければならない」（終章）。

以上の達成に加え、他に評価できるものとしては以下の点を挙げることができる。①『朝鮮史』に先立つ『朝鮮半島史』については、これまで史料の紹介も含め研究がほとんど存在していなかつた。本論文は、その史料を初めて入手し、読解・分析したものと評価できる。②同様に「金忠善／沙也可」についても、司馬遼太郎が取り上げたほかは、それを学術的に精査しようとする研究は、日韓ではほとんど存在していなかつた。本論文は、現在入手しうる史料を全て集め、また日韓の「金忠善／沙也

可」論をほぼ全て俎上に載せた初めての専論といえるだろう。③崔南善については、二極評価が一般的で（親日か反日か）、それ故評価が難しい存在であつた。本論文は、尹海東氏の「グレーゾーン」概念も援用して、崔をその二極とは全く異なる地平に位置づけている。今後の論議を呼ぶ新しい視点と評価できるだろう。

本論文の問題点として指摘されたことは以下のとおりである。第一に、「植民史学」が「近代歴史学」的であつたことは、本論文で余すところなく示されたとはいえ、逆に「近代歴史学」がすべからく「植民史学」であつたという主張には、未だ検討の余地があること。この議論は「序章」「終章」で行われているといえ、『朝鮮史』のみならず当該期の歴史学の制度・研究体制・方法全般の精査を要請するものであつて、その点では未だ不十分といわなければならない。第二に、植民地朝鮮で「活躍」した学者は、実は帝国日本ではそうした実践を抑圧されており、むしろ朝鮮でこそ可能であつたことが等閑視されていること。この点は、戦前期の〈帝国＝植民地〉の学術のありよう、「通史」編纂の意味を問うためにも、見落としてはならない視点といえるだろう。第三に、現下の歴史学者がいざれも考えなければならぬ課題が本論文では提起されているとはいえ、未だ歴史学界全般がリアリティをもつて受け止める上では、やや構成的に弱い点が見られること。それを克服するためには歴史修正主義の問題など、より切迫した課題も組み込んだ上で、「植民史学」の問題は検討されるべきであろう。

以上の問題点・課題が残るもの、本論文はまさしく申請者が一生取り組みうる壮大なテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、方法論や史料操作の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。日本語の完成度も高く、韓国語を母語とする留学生の論文としては群抜いた出来といわなければならない。軽微な修正を施すならば、直ちに

韓国および日本で公刊できる内容であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一二年七月二十二日（日）午後三時から午後五時半まで、末川会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本論文がきわめて優秀なもので、十分な独創性・体系性、高い水準の学術的価値をもつものとの結論に至った。本論文の叙述、引用史料および提出された英文要旨から、韓国語を母語とする申請者の韓国語（古文・日本語（現代語・近代語）・英語）の卓越した水準の力量が窺える。申請者は、これまで発表してきた査読付の学術論文、数多くの国際学会での報告、日本学术振興会特別研究員としての活躍などで、すでに日韓（中）の学界において若手研究者としての地位を確立している。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

### 論文内容の要旨

本論文は、当該の時代・地域において、主流社会にとつて「異なるもの」として認知される特定の個人や集団もしくは施設が主流社会の支配的思想や規範、慣習から逸脱した存在であるとみなされたとき、社会的空間的に排除されてきたという歴史的事実をふまえ、社会的諸事象に対して空間・景観論的観点から関心を払ってきた地理学は、どのように「異なるもの」への社会―空間的排除をとらえ、解釈すべきかを問うた研究である。

申請者は、「異なるもの」に対する排除は人類の歴史が始まつて以来、世界中で生じてきた普遍的な現象であり、排除は普遍性、秘匿性、そして実存性の三つの性質を有すると認識し、排除に関わるこれら三つの性質を合わせて「排除性」と定義する。そして、「排除性」は時として景観に刻み込まれる（景観から読み解かれる）ものであるとの観点から、

## 『近代日本のキリスト教会をめぐる 社会・空間的排除に関する研究』

麻 生 将

学位の種類 博士（文学）  
授与年月日 二〇一二年三月三十一日  
審査委員

主査 藤巻正己  
副査 河原典史  
副査 加藤政洋

イギリスの地理学者のD・シブレイがいう「排除の景観」論に導かれたながら、一九三〇年代という戦時体制に移行しつつあった日本において発生したキリスト教会の排撃運動に対し、地理学的アプローチを試みたものである。

本研究が事例として採りあげたのは、岐阜県大垣市を拠点とする美濃ミッショニ、そして鹿児島県奄美大島のフランシスコ会に対する排撃運動である。これらのキリスト教団は教育機関を設立するなど、それぞれの地域における社会的事業への貢献を通じて一旦は受容されたが、戦時体制への移行期において、国家神道や国体思想に対し「異なる」姿勢をとつたために、当該地域社会の多様な主体（アクター）が排撃運動を展開するに至つた。そして、ときには排撃運動は、教会建物の破壊や他の施設への転用などの物理的実践を伴うものであった。

本研究は、こうした事象の事実関係を豊富な史資料を駆使しながら、米国の地理学者のE・ソジャによる社会—空間弁証法およびフランスの歴史学者P・ノラの「（集合的）記憶の場」論などの諸理論を援用し、景観に刻み込まれた排除性の考察、言い換えれば排除性が刻み込まれた「排除の景観」の地理学的探究をめざしたものである。以下、各章ごとの要旨を概観する。

## 第1章 問題の所在

本章では、人間社会が「異なるもの」を排除するという現象を地理学はどういう読み解くことができるのか、いわば「排除の地理学」の可能性を問うべく、相当分の頁を割いて先行研究の参照と、批判的検討が試みられている。

まず本研究の参照枠組みとして、シブレイによる「排除の景観」論、小口千明の「好まれない空間（場所）」論が採りあげられ、それらの有効

性とともに問題点について論証している。次いで、「異なるもの」に対する社会—空間的排除の探究、およびより適切な「排除の景観」論の確立にとつて有用とみなされる方法論として、ソジャが提起した空間の「社会—空間弁証法」およびノラの「記憶の場」論が採択され、それらの有効性について論証が試みられる。そして、排除に関わる物理的空間と、地域社会のさまざまな行為主体（アクター）間で交わされる言説や、それらの間で共有されていく集合的記憶が複雑に関係しあうなかで、「排除の物語」がどのように構成されていくのか、さらに「排除の物語」がどのように「排除の景観」を生成しうるのかといった側面にアプローチする。本論文は、そこに「異なるもの」に対する「排除の地理学」的研究の意義をみいだそうとしている。

## 第2章 近代日本におけるキリスト教の排除とその背景

本章では、宗教史や思想史における研究成果をふまえ、国家神道や国体思想を背景とする近代日本の政治的・社会的状況が、本研究の対象となる近代日本のキリスト教会に対してどのような対応をせまつたか、それに対してキリスト教会側がどのような反応をとつたのかといった側面を中心に焦点を定めつつ、全体主流社会と「異なるもの」としてのキリスト教会とのせめぎあいについて俯瞰的説明がなされている。そして、そうした流れをふまえたうえで、明治期からキリスト教会に対する排撃運動が頻発し、さらに国家統制が強まりつつあった昭和戦前期の一九三〇年代においては、日本各地で国家イデオロギーに敵対する「異なるもの」としてキリスト教団への糾弾、排撃運動が全国各地で激化するに至つた経緯が、地理学的説明をまじえながら論述されている。

### 第3章 美濃ミッショニン事件における社会—空間的排除

八八

本章では、一九三〇年代前半に岐阜県大垣市で発生した、美濃ミッショニンと呼ばれるキリスト教団の排撃事件である「美濃ミッショニン事件」を事例に、キリスト教会と地域社会との相互関係の変化について社会—空間弁証法の援用による考察を試みている。その結果、排撃運動には地域社会の多様な集団（アクター）が関わっていたこと、新聞（地域メディア）が排撃言説を生産・媒介し、地域住民をして排除の実践を指図する機能を果たしていたこと、しかし、美濃ミッショニンに対する諸アクターの言動は一様ではなく、多様な言説や実践の複雑なせめぎ合いを伴うものであつたことをも明らかにしている。

#### 第4章 奄美大島のカトリック排撃事件における社会—空間的排除

本章では、第3章と同様の視点・方法を用いて、一九三〇年代の奄美大島のカトリック教会に対する排撃運動の読み解きが試みられている。しかし、この事例では、カトリック集団が排除された後、残された教会建物を町役場に転用し、十字架に替えて日章旗を掲揚するという異質な経緯をはらんだ「排除の景観」が現前する、という前章とは異なる論点が提起される。そして、カトリック集団を排除したにもかかわらず、残された施設を転用（包摶）するという「異なるもの」に対する矛盾した行為は、排除した側の企図や行為の正当性を誇示し、地域住民に対しても集団的記憶の共有を強いたものである、との推論が展開されている。

#### 第5章 キリスト教会をめぐる社会—空間的排除と排除の景観の形成

本章では、美濃ミッショニン事件と奄美大島のカトリック排撃事件との比較考察がなされたうえで、キリスト教会をめぐる社会—空間的排除の過程、事件当時に生きた地域住民によつて構築された「排除の景観」の

形成過程が、以下のようにまとめられている。

（1）日常的な差別や忌避などの蓄積が底流をなしつつも、異なる集団に対する主流社会による排除は突発的に起こるのではなく、異なる集団によって主流社会の正義・正論に抵触、敵対する言動が表出されたとき、つまり排除を正当化する何らかの「事件」を契機として異なる集団への排撃、社会—空間的排除が生起する。（2）言論・実践を通じて、排除には地域の多様な社会集団がさまざまな立場から関与する。その際、新聞などの地域メディアが諸アクター間の言動を促し、左右する媒体機能としての役割をはたす。（3）排除に関わる諸アクターの言説と実践は一様ではなくせめぎあうものであるが、結果として支配的勢力のプロパガンダが他を圧倒し、異なる集団の社会—空間的排除が完遂される。しかし（4）異なる集団の象徴的建物が排除した側の正当性を表象するかたちで他の施設に転用される場合もある。

なお、本章では美濃ミッショニンと奄美大島におけるカトリック排撃事件のありようの差異に、本土中央部に位置する旧城下町の大垣と、「辺境」の奄美大島という、一九三〇年代の日本国に位置づけられた両地域のロカリティの差異が関わっている可能性も指摘されている。

#### 第6章 結論と今後の課題・展望

本章では、本論文全体の総括が行われ、排除性が日常的な人文景観に内在していること、その排除性を読み取る事は十分に可能であること、その際に「社会—空間弁証法」や「記憶の場」をはじめとするいくつかの社会—空間概念が有効であり、それらによつて現代社会においても「排除の景観」の析出や解説の可能性をあらためて確認している。しかし、「排除の景観」論をより確かなものにするためには、より多くの多様な事例を対象とした研究の蓄積とともに、「排除性」をめぐる議論のよりいつ

その精緻化が求められることを今後の課題としている。

### 論文審査の結果の要旨

本研究の特長は、これまで人文地理学の分野で（おそらくは他の研究領域でも）十分に関心が払われることのなかつた、近代日本の主流社会から「異（い）なるもの」として眼差されたキリスト教集団を研究対象とし、そうした社会集団が、さまざまな行為主体（アクター）による言説空間の生成過程のなかで、どのように社会—空間的に排除されるに至つたのか、そのプロセスにおいて「排除の景観」を読み解こうとした点にある。その際申請者は、シブレイによる「排除の景観」論、小口の「好まれない空間（場所）」論、ソジヤが提起した空間の「社会—空間弁証法」的解釈を「排除の地理学」の中心理論として位置づけ、所期の課題について探究を試みている。また、M・フーコーによる「ヘテロトピア」概念の適用、ノラによる集合的記憶・「記憶の場」論、加えて人文地理学で再構成されつつある景観テクスト論や領域性概念に関わる所説を援用しながら、自身の研究枠組みをより深化させた点は、少なくとも日本の地理学界のみならずその他の諸学界においても稀有な試みであると考える。さらに、ある社会集団そのものに対する排撃に加えて、その社会集団が拠り所とする象徴的施設が、当該の時代の主流社会によつて排除された後、どのように他の施設に転化され、意味の読み替え（排除の正当化）がなされていくのかという、新たな論点の提示はシブレイの所説を超えたものとなつており、新たな「排除の景観」論の展開が期待される。こように本研究は、「排除の景観」という人文地理学研究における新たな地平を切り拓こうとする、「解釈的人文地理学」の可能性を追求した意欲的な労作であるとみなすことができる。

しかし、いくつかの問題点と今後検討を要すべき課題とを指摘せざる

をえない。第一に、本研究は、排除の普遍性を強調しているにもかかわらず事例研究が二件でしかなく（類例については若干参照されてはいるが）、しかも研究対象がいざれも一九三〇年代の日本という時代的・地域的に、また異なる集団としてはキリスト教集団に限定されていることから、第5章での総括の妥当性は一定の制約条件のもとで了解せざるをえない。とりわけ、第5章における論述が、先行する二つの事例の簡単な比較にとどまり、より広い文脈で排除論一般と切り結んでいく議論の方向性が示されなかつた。第二に、第1章で議論されたソジヤの「社会—空間弁証法」を応用した議論にも、いくぶん整合性に欠ける箇所が見られた。今後は、本研究を足がかりに、キリスト教だけでなく他の事例研究を蓄積し、「排除の景観」論のモデル化、概念・理論のよりいつそうの精緻化をはかりつつ、排除の歴史性・現在性を照射するようなダイナミックな空間論ないし景観論への展開が期待されるところである。第三に、本研究を進めるにあたつて最も重要な手がかりとなる一次史資料の批判的検討が不十分であること、そして第四に、論述展開においてやや強引とも思われる解釈が散見されることなど、研究方法上いくつかの問題点が散見される。

とはいえ、幅広い史資料の涉獵、とりわけ現地調査にもとづく一次史資料の収集によつて得られた情報を組み合わせながら独自の言説空間を構築し、その上で「景観の解釈学」とでも称すべきアプローチの仕方によつて言説空間へと分け入り、排除に帰結する社会—空間的諸過程を浮き彫りにしていく行論は、学位論文にふさわしい文体と確かな手続きとがあいまつて、読み応えのある内容に仕上げられている。排除のありようが「場所の履歴」に左右されるという結論を導き出してみせたことは、本研究が排除論一般にとどまらない、地理学的な場所・景観論の可能性を改めて示したものと言える。

さらに、口頭審査における質問やコメントに対応する回答も的確であつたことから、本論文が博士学位の授与に値する研究内容をもち、少なくとも日本において排除の景観、排除の地理学という新たな研究地平を切り拓くものであると判断し、博士学位を授与するにふさわしい論文であるとの評価で一致した。

### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一二年六月十六日（土）午後1時30分から4時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

審査委員会は、申請者が本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間に精力的に研究活動を進め、歴史地理学会誌『歴史地理学』および人文地理学会誌『人文地理』にそれぞれ一論文ずつ掲載されるなど、日本の地理学界を代表する学会から評価を得たこと、また本学の人文学会誌『立命館文学』にも論考が掲載されていること（これらの掲載論文が本論文の一部を成している）、また、公開審査における質問やコメントに対して的確な応答を行つたことから、申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、本博士論文の構築にあたつては英語論文を援用するとともに、上記の『歴史地理学』・『人文地理』に掲載された論文には英語による要旨も添付されていることから、本論文提出者が外国語（英語）能力を十分に備えていることも確認できた。

以上の点を総合的に判断し、本論文が、本学学位規程第十八条第一項にもとづき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

## 『地理空間情報の参加型共有手法に関する研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一二年三月三十一日

審査委員

主査

矢野桂司

副査

生田真人

副査

中谷友樹

### 論文内容の要旨

本研究の目的は、地理情報システム（GIS）や情報通信技術（ICT）の発達に伴い、急速に変化する地理空間情報の共有化に着目し、地理空間情報の特徴や共有に対する参加の仕組みを通して共有化の諸段階を明らかにすることである。今日における地理空間情報の特徴は、ICTの世界的な普及を背景に、国や地方自治体等の限られた生産者だけでなく、一般の人々も情報共有へ参加する役割を担いつつある点にある。また地理空間情報が専門的な位置情報サービスに用いられるだけでなく、人々の自発的な意志に基づいて作成された膨大なボランタリーな地理空間情報の共有により、市民同士のコミュニケーション等にも活用されている。そこで本論文では、市民参加型GISに代表される目的志向型の情報共有と、近年生じつつあるWebを用いて行うような手段志向型の情報共有という二つの観点から、情報特性や参加の仕組みを検討した。全体の構成は、以下の8章から構成されている。

## 第1章 はじめに

第2章 社会における地理空間情報の活用をめぐる研究動向

第3章 市民参加型調査による景観の選定とその要因分析

第4章 Webマップを用いた防災・安全情報の活用可能性

第5章 GeoWebによる地域資料の共有化手法の検討

第6章 クラウドソーシングによる地理空間情報の共有化過程

第7章 地理空間情報の共有化による可能性と課題

第8章 おわりに

第1章では、本研究の問題提起がなされ、研究の目的・方法が述べられている。すなわち、本研究は、GISやICTの発達に伴い、急速に変化する地理空間情報の共有化に着目し、地理空間情報の特徴や共有に対する参加の仕組みを通して共有化の諸段階を明らかにしようとするものである。

第2章では、主に英語圏のGISと社会をめぐる研究より、地理空間情報の共有に関する動向をPPGIS (Public Participation GIS) からV

GI (Volunteered Geographic Information) に至る研究展開として整理し、既存のGIS研究や地理学との関係性について論じる。その結果、地理空間情報の参加型に基づく共有化をめぐる研究においては、PPGISやVGIを実践する上での方法論や実践例の探求に留まらず、市民を始めとする参加者が、どのような意識や動機で地理空間情報を提供するのか、あるいは共有される地理空間情報が、どのような特徴や共有範囲となつているのかを明らかにした上で、それぞれの共有段階における課題を検討している。

これらの検討に際しては、従来のPPGIS研究を参考とした分析はもちろん、参加者の意識的構造を深く分析する質的GISや、定量的・定性的両方を統合した混合研究法などを用いることで、市民参加をめぐ

る新しい知見の発見が期待されていることを主張した。

第3章から第6章にかけては、第2章で取り上げたGISと社会を扱う研究の展開に沿って、地理空間情報の共有化と人々の参加に関する事例研究を取り上げている。ここでは、地理空間情報共有をめぐる諸段階に着目し、目的志向型・手段志向型それぞれのアプローチによる共有化を議論している。

第3章は、景観保全政策の立案を目的とする地理空間情報の収集と活用に関する課題を検討する。ここでは行政が実施した大規模な市民参加型調査である「京町家まちづくり調査」を事例に、自発的な意志で参加した京都市在住者を中心とする市民調査員による「良好な通り景観」を定量的に分析し、その選定要因を探る。そこで、現地調査を経て市民調査員が選定した景観を地域住民に情報提供することによって、どのような景観が地域住民にとって望ましいかについても定性的な手法を用いて検討する。したがって、ここでは市民調査員および地域住民からなる市民と、地方自治体との情報共有を対象としている。

具体的には、京都市における市民参加型調査を事例に、市民調査員が選定した「良好な通り景観」の特徴を把握するため、「京町家まちづくり調査」の調査データを用いて分析した。ここでは、二項ロジスティック回帰分析により定量分析した結果、景観評価の要素として特徴のある京町家の外観意匠や京町家の連担性、さらには道路幅員が市民にとって選定されやすい要素として明らかになった。さらに定性的な資料による検討を加えることで、「良好な通り景観」に対する市民調査員や調査に直接参加しなかつた地域住民の意識的な側面についても着目することができた。

市民参加型調査は、本章で取り上げたように広範囲に及ぶ場合、従来の景観研究で見られるような景観を構成する要素のみを定量的に評価す

るのみならず、景観要素の空間分布との重ね合わせによる検討や、景観保全に対する意識的側面を考慮することで、ローカルな地理的知識への着目を兼ね備えた PPGIS 研究が可能となる。

第4章では、地域安全活動に自発的に関わる地域住民の地理空間情報に対する関心と情報共有について亀岡市篠町を事例に検討している。日本において地域の防災や安全を高める活動の一つに、「地域安全マップ」の作成を行政や地域住民により実施する例が増加する中で、作成された地図の地域住民への普及や活用も課題となっている。ここでは、地域住民の参加に基づくワークショップを通して、参加者の社会的立場の違いにより、地域の防災・安全に関する地理的知識や地理空間情報に対するニーズや関心の相違が検討される。またこれらの情報がWebマップとして提供される事を通して、今後の活用可能性が考察されている。

本章は、地域の防災・安全情報をインターネット上で提供するWebマップをGoogle Maps API を用いて構築し、このシステムを活用した地域住民の参加による見回り活動のワークショップが紹介され、防災・安全情報に対する人々のニーズや意識の相違が検討された。本ワークショップで得られた、地域住民自身の視点に基づく防災・安全情報に対する評価や参加者同士の発話分析による結果から、歩行環境への関心が特に高く、その安全性についても活動に参加したグループによって異なる評価が与えられた。しかし、本研究で対象としたグループは限られており、他の地域住民組織による視点や身体活動能力の違いによる評価差といった、環境評価の異なる地域住民の情報を整理する枠組みが今後必要であると述べられている。

第5章では、デジタルアーカイブ化されたWeb上で提供されている地域に関する定性的資料を用いて、地域住民をはじめ多くの人々が地域の記憶を視覚的に共有するための手法を検討している。ここでは京都の近代期の写真資料や当時の地図を、GeoWebに統合し共有するための手法を取り上げ、「マッシュアップ」や「オープンソース」といった地理空間情報をめぐる共有化技術の有用性に着目する。そして、Web上で地理空間情報を伴った手法が地理的知識をめぐる空間表現のあり方や、GeoWebを用いた地域資料の社会においてどのように活用可能かについて議論される。

古写真は、これまで人文学研究の俎上にあがりにくく、写真集のようになるとまつた形態でない場合、研究対象として積極的に活用されてこなかつた。しかし、GeoWebによる手法を通して、時空間を自在に横断し閲覧する高度な視覚化が可能となる。これにより、古写真が人文学研究の基礎資料として活用されるだけでなく、GeoWebを通して一枚の写真や図像のみでは見えない都市の様相が表現でき、地域の変遷を視覚的に理解する助けとなると述べている。

第6章では、第5章で取り上げる地理空間情報およびGIS技術の展開をさらに発展させ、膨大かつ基盤的な地理空間情報の共有と活用に関する事例として、東日本大震災におけるクラウドソーシングによる地理空間情報共有を取り上げている。ここではOSM(Open Street Map)による地図作成プロジェクトの中から、被災地図の作成とソーシャルメディアとの連携による被害情報の共有化を取り上げ、OSM上で共有されている地理空間情報の特徴や、共有のための手法について検討している。

Webマップを利用した地域における防災・安全情報の日常生活での活用は、ワークショップ参加者によると、一部のグループを除き地域内での歩行や運動への利用に対して高く評価された。したがって、Web

る。

OSMやウシャビディ（情報収集、可視化を行う地図アプリケーションの開発を行っている非営利のソフトウェア開発組織）をプラットフォームとするクラウドソーシング型の地理空間情報の参加型共有手法は、従来の流れをより迅速かつ膨大な情報量で実行することを可能にし、より多くの地理的知識をWeb上に蓄積するモデルとなるものである。また、これらの地理空間情報がオープンデータとして共有されることで、さらに多くの人々のアクセス機会を確保し、地理空間情報の精度や妥当性を他の情報との比較を通じた検証も可能となる。他方、このようなクラウドソーシングによる参加型共有手法は、PPGISと同様に、中心的な担い手、すなわち活動を推進する専門的技能を有するリーダー層の役割も大きいと考えられる。したがって、本章で示した方法や事例による地理空間情報の共有手法が継続化するための具体的な議論と共に、活動に影響を与える人材に関する詳細な検討が今後期待されると述べている。

第7章では、目的志向型・手段志向型それぞれのアプローチから検討された四つの実証研究から、地理空間情報の参加型共有をめぐる構造を整理した上で、その可能性や課題が議論される。

地理空間情報の参加型共有に関する共通点は、共有に際して社会的立場の異なる参加者によって構成される点に加え、それぞれの立場で必要とされる地理空間情報や意識の相違があることを明らかにした。また、市民をはじめさまざまな主体による地理的知識の共有を通して、地理空間情報が地域理解に関わる多様な機会に活用される点も指摘した。さらに、Webを中心とする新たな技術や方法が重視されることで、地理空間情報共有に対する参加対象が広がると同時に、地域に関わるさまざまな情報を融合した共有化も可能となる。これにより、PPGISをめぐる議論の一つである地理空間情報の不確実性をめぐる問題についても、

地理空間情報がこれらの手法で公開され自由に活用できることによつて、検証の手がかりになると考えられると述べている。

最終的に、第8章では、本論文全体を通して得られた成果と課題を整理し、GISの社会的な活用を目的とする地理空間情報の参加型共有手法が、今後目指すべき方向性について展望を述べている。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、「GISと社会」に関する欧米の先行研究を踏まえて、現代的な地理空間情報の社会的共有の技術的 possibility とその社会科学的検討を意図した論考である。とくに、市民参加型GISの紹介とその試験的事例の報告に終始しがちな国内の研究動向に対し、地理空間情報とその運用に対する多様な視点を批判的に考察する質的GIS研究の展開もふまえた研究事例が提示されている。日本における当該分野の市民参加に関する研究は欧米に比べると、やや後景に位置しているが、本研究はそのギャップを埋めることに貢献しており、高く評価される。

本論文では、主に、以下の四つの実証研究を基に議論を展開している。それらは、（1）市民調査員による景観の選定に関する分析、（2）Webマップを用いた地域住民の安全・安心マップの活用、（3）GeoWebによる写真資料のデジタルアーカイブ化とその共有化、（4）東日本大震災に関連するクラウドソーシング型の空間情報の作成・共有化で、ことに第四の事例研究は、Web技術の革新に伴う研究の最前線の動向を紹介した。

そして、これら四つの実証研究を通して地図上に表現される地理空間情報を行政と市民を含む社会全体で共有化することについて、本論文は、技術革新と社会変化の動向を踏まえつつ検討している。公開審査における質疑によつて、論文中の記述の背景となる論者の社会認識に加えて関

連文献に対する論者の評価等を確認することができた。

本論文は、情報通信技術の革新と制度改革によつて、市民が公的情報の共有化をより容易に行うようになり、それが社会的決定と社会生活の多様な側面により大きく影響を与えるようになつてきたことを地理学の側面から研究している。とくに、本論文はG I S技術や地図作製技術に関する革新と市民社会の情報共有化の関連性を明らかにし、その課題について考察したものとして評価される。これらの実証研究はすでに学術雑誌に発表されたものを含み、研究成果は優れたものであり、博士論文に充分に値する。

しかし、市民、公衆、市民科学、住民、居住者などのこの論文を構成する基礎的な用語に関する説明がやや不足しており、改善する必要が指摘された。情報革新の技術的側面に関する考察を主体とする論文であるため、この側面の不十分さは仕方ない側面もあるが、論文の基本的な用語（概念）を緻密なものにする努力が求められる。

さらに、こうした地理空間情報の質的・主観的な評価の分析を通して、社会的共有に関するアカターとなる人々の多様性を強調するものの、その多様性を整理する枠組み（例えは、多様な視点の中で生じる対立関係など）の整理は十分に議論されているとは言えない。特に、手段指向型の共有として整理された研究事例では、参加するアカターの多様性は情報の精度あるいは習熟度という点で議論されているにすぎない。そのため、論考後半の「技術的指向」の共有アプローチについては、近年の新しい地理情報をめぐる社会的動向を詳細に記述しつつも、この動向に対する分析的な視点を欠いているように思われた点が惜しまれる。

公開審査において問題となつた市民と公衆という視点など、本論考の中には、空間と社会の問題一般にてらしても新しい意義ある論点の提示を予感させる内容が多々含まれていた。Neogeography やボランタリー

地理情報等の枠組みで語られるようになつた新しい地理空間情報の社会的生成と共有について、新しい技術的な動向はもとより、より精緻な社会科学的な分析的枠組みの検討を今後期待したい。

以上、将来に向けての課題もいくつか指摘されるものの、膨大な文献レビューと綿密な実証研究とに基づいてなされた極めてレベルの高い論文であることは疑いない。また導かれた結論のオリジナリティも非常に高く、この分野における学術的水準を十分に備えているとみなされる。よつて本論文は、博士学位の授与に十分に値するものと判断される。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一二年五月二十九日（水）10時から12時まで、立命館大学歴史都市防災研究センター地階カンファレンスホールにて行われた。

上記の審査委員会の見解に基づいて審議した結果、提出された本論文は博士学位の授与にふさわしい十分な独創性と体系性とを備えており、かつ学術的にも非常に高い価値を持つものと結論するに至つた。また、本論文の内容については、これまで国内外の地理学や地理情報科学に関する学会において多数の口頭発表がなされており、さらに第2、3章にあたる実証研究部分の成果についても、すでに主要学術雑誌に掲載され、学界での高い評価を受けている。加えて申請者は、共同研究にも積極的に加わることによって日々成果を積み上げているほか、隣接分野の研究者とも積極的に交流している。また、複数の学術論文に添えられた英文レジュメによつても、十分な外国語の能力を有していることを確認した。以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項にもとづき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与するに適当と判断する。